

触法・被疑者の地域社会内訓練事業の実施

研究分担者	松村 真美	(社会福祉法人 南高愛隣会 常務理事)
研究協力者	副島 洋明	(そえじま法律事務所 弁護士)
	大塚 俊弘	(長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター 所長、精神科医)
	川端 克成	(長崎県弁護士会 副会長)
	田島 光浩	(ひかり診療所 院長、社会福祉法人 南高愛隣会 常務理事)
	田中 龍彦	(長崎県立鶴南特別支援学校 元校長)
	川原 ゆかり	(長崎短期大学保育学科保育専攻 学科長 教授)
	中川 英男	(滋賀県地域生活定着支援センター 所長)
	石川 恒	(社会福祉法人 紫野の会・知的障害者施設 かりいほ 施設長)
	佐々木 一貴	(岩手県地域生活定着支援センター センター長)
	酒井 龍彦	(長崎県地域生活定着支援センター 専務理事、所長)
	阿部 百合子	(社会福祉法人 南高愛隣会 常務理事)
	前田 康弘	(更生保護施設「雲仙・虹」施設長)

〈研究要旨〉

触法・被疑者となった高齢・障がい者については、その特性に応じた再犯に対する矯正・更生教育等の予防策は不備な状況にあり、再犯防止の観点から、矯正施設に代わる更生教育の機能・制度の必要性が指摘されてきた。本研究では、保護観察付執行猶予等を受けた知的障がい者の再犯防止や更生自立のための地域生活支援を行うにあたり、「地域社会内訓練事業」をモデルとして実施し、活用できる仕組み作りを行った。

I 研究の目的

「ふつう」の場所で「ふつう」の暮らしをすることこそが人としての幸せだと信じている私たちにとって、罪を犯した障がい者の支援に携わり、生活環境を整え、障がいの特性に応じた援助を行い、彼らの居場所や仲間を見つけ、その人なりの仕事を見いだして安定した生活に変わっていく様は何よりの喜びである。

彼らの生きづらさの背景に多く共通して見えてくるものは、守りとしての家庭教育力の劣悪さや義務教育の中で障がい児としての学校教育を受けずに成人したことによる社会規範学習の欠落、不足である。

近年、刑事施設を退所した後のセーフティーネットとしての福祉的支援が注目されている。社会福祉法人 南高愛隣会（長崎県雲仙市）では、

平成18年～20年に実施された厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」での近隣の矯正施設との連携によるモデルの受け入れにはじまり、矯正施設を退所した知的障がい者への支援に取り組んできた。

そうした中で、彼らの問題は矯正施設に入る以前にあり、矯正施設に入る前の出来るだけ早い段階から福祉が関与し、障がい特性に応じた更生支援を実施することで、「ふつう」の場所で「ふつう」の暮らしが1日でも早く実現できるようになるのではないかという思いを強くするようになった。

また、福祉の現場においては、実刑には至らないものの犯罪事実が認められる、いわゆる「反社会的行動」は日々直面している問題である。平成

18年に障害者自立支援法が施行され、入所型施設を中心とする施設福祉から地域福祉への移行が進む中で、こうした「反社会行動」や「社会的ルールの逸脱」への支援をいかに構築するかは、「ふつう」の場所である地域での暮らしをする上で大きな問題となってきた。

このように、被疑者となって公判中であつたり、犯罪事実が認められたが不起訴処分や起訴猶予処分となった矯正施設に入る前段階にあたる「被疑

者・被告人」の問題が、福祉サイドからも提起されるようになったのである。

援護を必要とする触法障がい者にとって、更生支援を得ることは人生の質（QOL）を高めることであり、福祉の役割が発揮されることになる。

こうした背景を踏まえ、「触法・被疑者」となった知的障がい者に対して、「司法」と「福祉」が連携し、福祉的な支援の可能性を探る「地域社会内訓練事業」を実施することとなった。

II 研究方法

1 「地域社会内訓練事業」の全体像

「地域社会内訓練事業」は、保護観察付執行猶予や起訴猶予等の判決を受けた知的障がいのある「被疑者・被告人」を、刑事施設ではなく福祉事業所で受け入れ、再犯防止や更生自立のために障がい特性に合わせた更生支援を行うモデル事業である。

「地域社会内訓練事業」は実際の更生支援を行う「地域社会内訓練事業所」と共に、オンブズマン的な機能を持つ「判定委員会」「更生プログラム開発委員会」「検証委員会」という3つの委員会を設けている。その理由としては、同事業が一

定期間対象者の身柄を拘束する形になることから、訓練の始まりから終わりにかけて、その必要性や期間、内容、効果等を第三者的立場から検証する必要性が出てきたためである。

具体的には、「判定委員会」では矯正施設ではなく福祉的支援を行うことの必要性や妥当性、「検証委員会」では事業の効果（有効性）について、「更生プログラム開発委員会」では更生プログラム内容を検討し、「犯罪」に対して特別な支援・教育を専門的に実施しモデル的役割を果たすことを目指した。

「判定委員会」「検証委員会」は長崎県で、「更生プログラム開発委員会」は滋賀県、岩手県、栃

表1 滋賀県、岩手県、栃木県における「更生プログラム開発委員会」の対象者

	性	年齢	障がい種別	手帳の種類・程度	区分	罪名	判決・処分	福祉サービス
滋賀	A氏 男性	30代	広汎性発達障がい 知的	療育手帳B2 精神障害者手帳	1	迷惑行為等防止条例違反(わいせつ行為)	執行猶予 5年	日中：就労継続支援A型 生活：共同生活援助
	B氏 男性	30代	知的	療育手帳B2	1	迷惑行為等防止条例違反(わいせつ行為)	執行猶予	日中：就労継続支援A型 生活：在宅
	C氏 男性	50代	知的	療育手帳B1	2	公務執行妨害	執行猶予 3年	日中：就労継続支援B型 生活：在宅
	D氏 男性	30代	知的	療育手帳B2	無	窃盗	執行猶予 3年	日中：障害者職業訓練所 生活：在宅
岩手	A氏 男性	40代	知的	療育手帳B	3	詐欺罪	執行猶予 3年	日中：短期入所 生活：(宿泊型自立訓練利用希望)
	B氏 男性	50代	知的 統合失調症	なし	無	窃盗未遂	執行猶予 3年	日中：検討中 生活：在宅
栃木	A氏 男性	30代	知的	療育手帳B1	無	窃盗	懲役刑	(旧法) 入所更生施設
	B氏 男性	50代	知的	療育手帳B2	無	窃盗・強姦・放火等	満期	(旧法) 入所更生施設

木県、長崎県で実施した。「更生プログラム開発委員会」における、滋賀県、岩手県、栃木県での対象者の詳細は表1の通りである。

本稿ではその中で、「地域社会内訓練事業所」を配置し、「判定委員会」「検証委員会」、そして「更生プログラム開発委員会」という一連の流れを実施した、長崎県での実践について詳述する。以下「地域社会内訓練事業」及び「地域社会内訓練事業所」とは、長崎県での取り組みを指す。

2 「地域社会内訓練事業」の流れ

本事業の流れと各委員会の位置づけをしめしたものが図1である。公判中に支援依頼があるモデル1と、判決・処分決定後に支援依頼があるモデル2、触法・被疑者段階で支援依頼を受けるモデル3という3つのモデルを設けた。

対象者に対する相談受付は長崎県地域生活定着支援センターが行う。「判定委員会」では福祉による更生支援の妥当性、適否を判断し、“適当”と判断された場合は裁判所と担当弁護士に意見書を提出する。この時実際に支援を行う「地域社会内訓練事業所」の更生支援計画書を併せて提出することもある。

執行猶予判決が認められると更生に向けた支援を専門に実施している福祉事業所「地域社会内訓練事業所」で受け入れる。「更生プログラム開発委員会」にて更生プログラムの検討を行いながら、更生支援計画書に基づいて更生プログラムを実施していく。

さらに6か月毎に「検証委員会」を開催し、訓練の期間とプログラムの効果(有効性)を検証(モニタリング)し、事業所への助言・指導を行う。また更生プログラムの終了判定も実施する。終了判定が出た者は通常の福祉サービスに移行していくことになる。

3 「地域社会内訓練事業」の対象者

本事業の実施にあたっては、対象者を以下の様に定めた。

- ① 被疑者、被告人で刑の執行を猶予された、又は保護観察のついた者
- ② 知的障がいを中心に10代～40代の者

「知的障がいを中心に10代～40代の者」としたのは、更生支援を実施する「地域社会内訓練事業

所」の対象者と社会復帰に向けた「訓練」に重点をおいたためである。

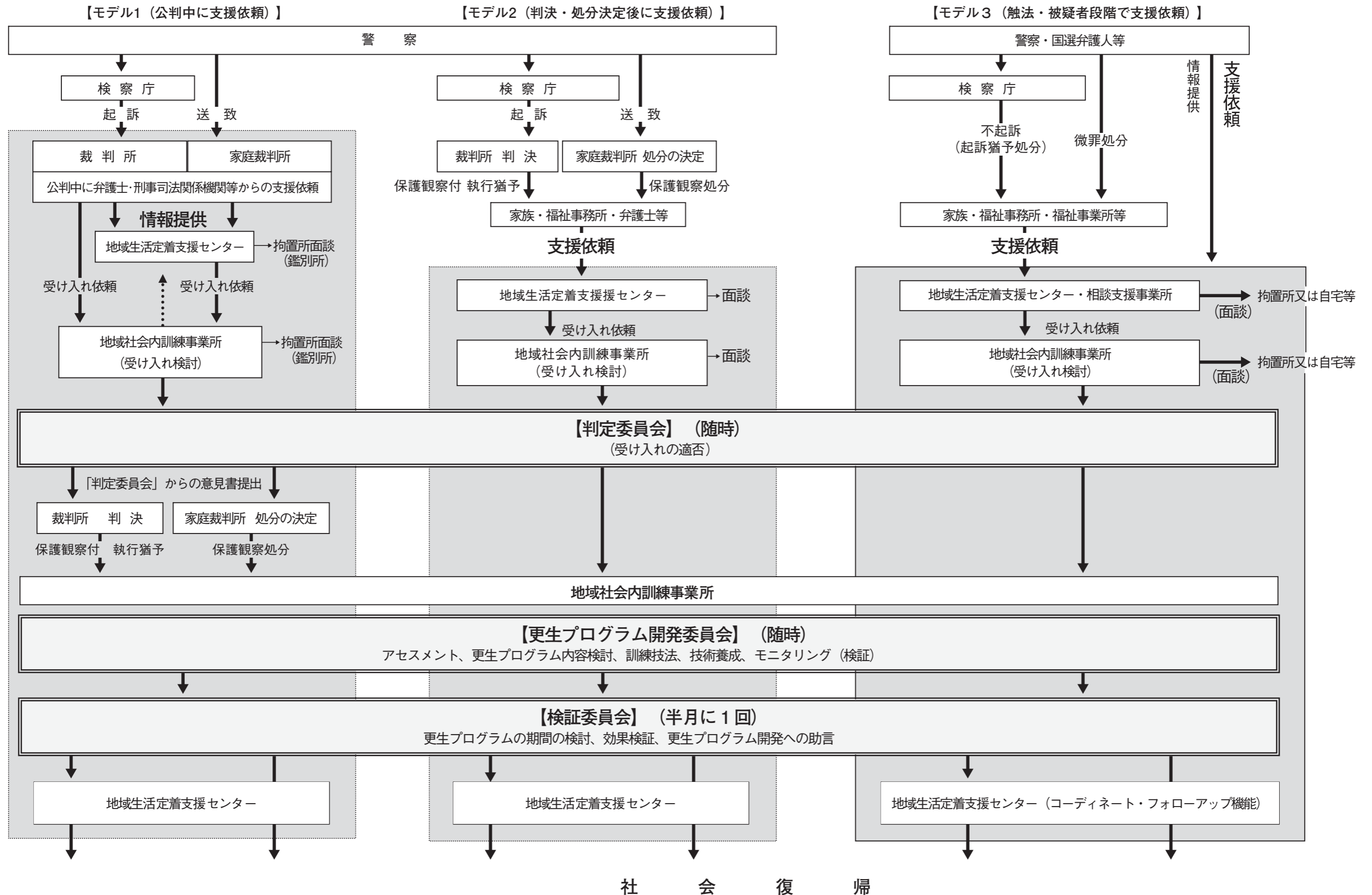
長崎県で「地域社会内訓練事業」の対象となった者は14名いる。内訳は、モデル1の対象者は8名、モデル2の対象者は6名、モデル3については該当者がいなかった。

「判定委員会」を経て「地域社会内訓練事業所」で受け入れ、「検証委員会」にて「地域社会内訓練事業」の終了を判定されるという一連の流れに該当する者は1名であった。

「判定委員会」の対象は8名、「地域社会内訓練事業所」で更生支援を行った者は9名、7名が「検証委員会」の対象となり、その内更生プログラム終了の判定を受けた者は1名いる。

詳細は表2の通りである。

図1 「地域社会内訓練事業」の流れ イメージ図



Ⅲ 研究結果

1 「判定委員会」について

(1) 「判定委員会」の概要



「判定委員会」は弁護士等から相談が寄せられた知的障がい者について、①「地域社会内訓練事業」による更生支援の必要性、②本事業の基準に基づき「地域社会内訓練事業」の対象者として妥当性を協議する。そして、③該当者へは「意見書」を作成し弁護士を通して裁判所へ提出するのが大きな役割となる。いわば「判決前調査制度」の役割を担うことになる。

本委員会は長崎県でのみ実施した。

【構成】

- ◎ 委員長 弁護士会副会長
 - 副委員長 地域生活定着支援センター所長
 - 委員 弁護士
精神科医師
知的障害者更生相談所
「地域社会内訓練事業所」管理者
本研究分担者
(助言者) 長崎保護観察所
- ※ 事案によっては担当弁護士も部分同席

【判定委員会の流れ】

「判定委員会」の支援は、逮捕・勾留中（留置所）である「被疑者」段階からの支援と、起訴・勾留中（拘置所）である「被告人」段階に分かれる。

「判定委員会」の支援の流れは図2の通りである。弁護士から窓口である地域生活定着支援センターへ支援依頼とともに情報提供がなされる。その後、地域生活定着支援センターと「地域社会内訓練事業所」の職員が留置所または拘置所、場合によっては家庭で面接を行う。

その後、「判定委員会」を招集し、前述の基準を踏まえ、図2の判定スキームに基づき地域社会内訓練事業による更生支援の必要性、妥当性を協議する。福祉による更生支援が適切ということであれば、裁判所へ弁護士を通して、「判定委員会」からの「意見書」を提出する。「地域社会内訓練事業所」は、障害者自立支援法上の事業で実施されている。対等な「契約」を結んでの利用になるが、これまで福祉と関わりのなかった対象者の中には、契約に馴染まない障がい者がいると推測された。同事業所での更生支援が円滑に実施されるためには、自己抑制等を促す公権力行使の範囲であることが効果的であると考えられたため、委員会としては「保護観察付執行猶予」を求めることになった。

また、「意見書」と共に、更生支援を実施する「地域社会内訓練事業所」が作成したアセスメントシートと更生支援計画、及び福祉的支援を実施する旨の「確約書」を裁判所へ証拠資料として提出した。公判では更生支援計画の作成者が情状証

図2 「判定委員会」判定スキーム

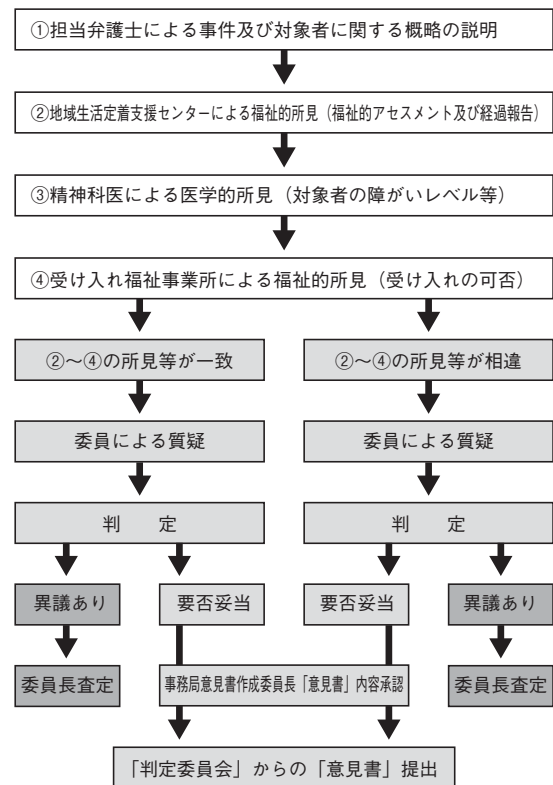
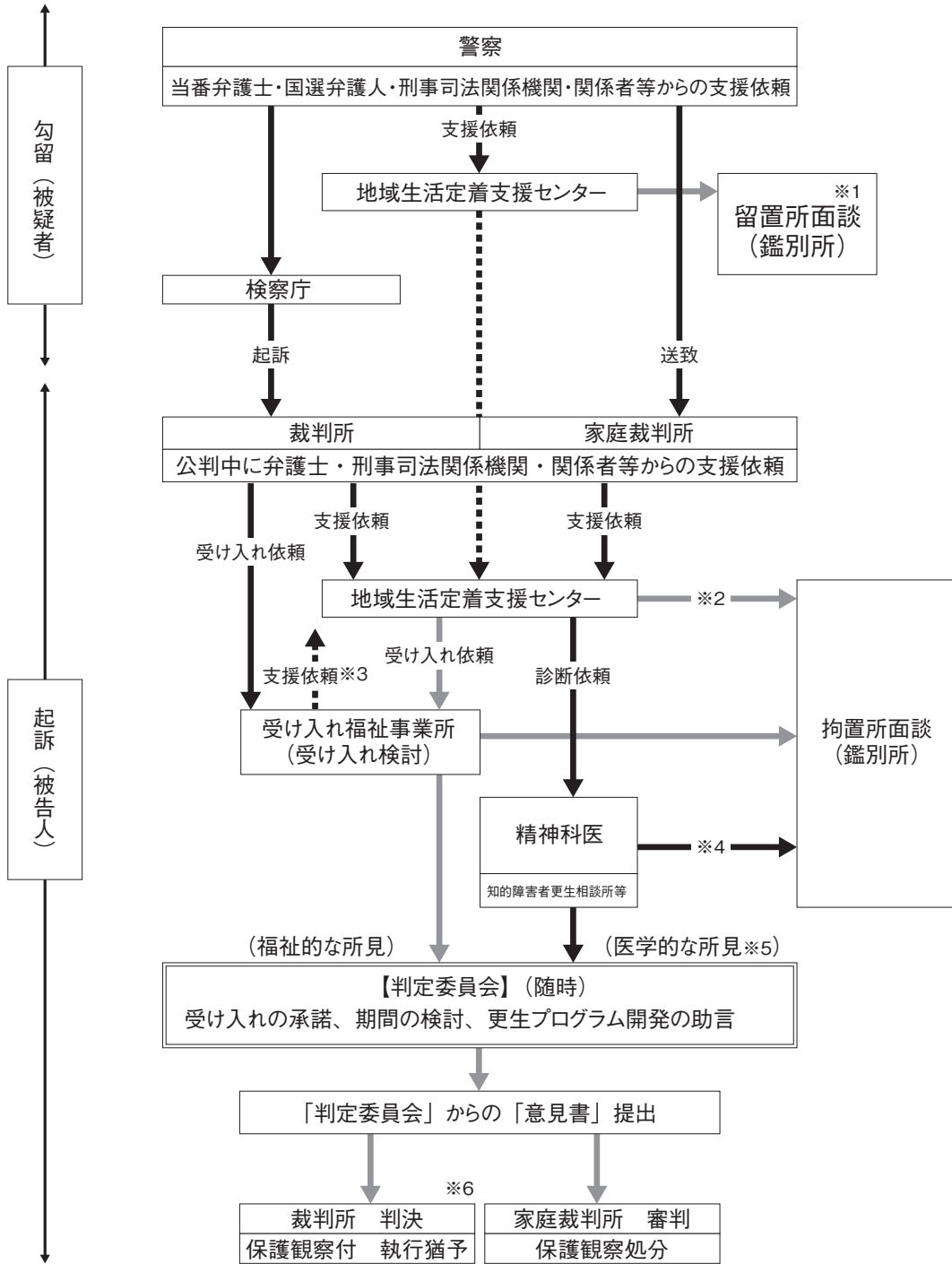


図3 「判定委員会」から「地域社会内訓練事業」への流れ（イメージ図）



- ※1 弁護人の立会いにより一定時間以上の面談（接見）が可能となり、最初の「アセスメント（本人からの聞き取り・意向確認）」となる。
- ※2 ※1同様に可能。「地域社会内訓練事業所」同伴により、初期状態の把握（アセスメント）にもつとめる。
- ※3 公判中、弁護士等から直接受け入れ福祉事業所に支援依頼があっても、地域生活定着支援センター経由での受け入れを原則とする。中立・公平な相談機関として本人に関わっていく。
- ※4 弁護人の立会いがあれば外部精神科医の面談（接見）及び診断が可能。この段階で円滑に福祉につなげるための療育手帳等の判定を実施する（精神科医・知的障害者更生相談所）。ただし、この診断等は裁判に使用するものではなく、あくまで福祉支援の調整（手立て）の範囲の中で実施できるものであることに留意する。
- ※5 診断等の結果を「判定委員会」に報告し、判定の材料とする。ただし、書面での提出が目的外使用で無理な場合は、口頭報告を依頼する。（精神科医・知的障害者更生相談所等）
- ※6 「判定委員会」の協議結果を意見書としてまとめ、地域生活定着支援センター及び受け入れ福祉事業所の「確約書」等を添付し、委員長精査、承認後、裁判所又は弁護士（国選、私選）に提出する。必要であれば、受け入れ福祉事業所が公判時の情状証人として出廷し、受け入れを確約する。

人として証言し、矯正施設ではなく福祉による更生支援を訴えた。

(2) 「判定委員会」の事業結果

平成22年6月に「判定委員会」を設置し、計10回の委員会を開催し、支援対象の可否並びに支援方針等に係る協議を行った。

これまでに判定委員会で諮った対象者は8名いる。

そのうち実刑ではなく「保護観察付執行猶予」「執行猶予」の判決を得たものは6名いる。内2名は第一審で実刑判決控訴後、法人内の指定更生保護施設「雲仙・虹」（長崎県雲仙市）（以下「雲仙・虹」）で任意保護し、同施設での更生支援計画が認められ第二審は「保護観察付執行猶予」となった。その内の一人であるF氏はろうあ者で、過去19回の受刑歴があり、今回「判定委員会」が関わって初めて知的障がい判明した事案であった。

その中で執行猶予の判決後「地域社会内訓練事業所」へつないだ者は3名いる（A氏、B氏、H氏）。「雲仙・虹」で任意保護した者が2名（F氏、G氏）。「判定委員会」が支援に乗り出したにも関わらず、執行猶予の判決後、「地域社会内訓練事業所」の利用を拒否した者が1名である（C氏）。

その他2名は、「判定委員会」にて障がいの特性（精神医療）又は罪名（覚せい剤）により、「地域社会内訓練事業」の支援対象にならなかったが、担当弁護士と長崎県地域生活定着支援センターが協働し、対象者に即応した他の社会資源（受け皿）へ調整し、執行猶予につなげた（D氏、G氏）。そのうちの1名（放火）が「判定委員会」では初めての裁判員裁判となった（C氏）。

対象者の詳細及びその経緯については表3の通りである。

(3) 「判定委員会」の成果

「判定委員会」の成果は四点ある。

第一に、拘留所勾留中に、拘留所外部の精神科医が診察（診断）や、県（知的障害者更生相談所）の判定員・調査員が心理判定、認定調査に赴いたことで、拘留所勾留中に療育手帳取得や障害程度区分（介護給付）の支給決定につながった。これによって、実刑を免れた場合においても、福祉事業所の利用を含め、支援の選択肢が広がった。

第二に、「地域社会内訓練事業所」という確かな受け皿があることが「執行猶予判決」につながったことである。「判定委員会」が発足した当初の

A氏、B氏の事案では、提出した「意見書」が不同意として証拠採用されないことがあった。しかし、事案を重ねる中で、徐々に量刑理由に更生支援計画を提出した「地域社会内訓練事業所」の文言が明記（認知）され始めた。刑事裁判においても控訴後「雲仙・虹」で任意保護し福祉事業所を活用し、その後本人の「変化・成長」が量刑理由に反映されるようになった。特に更生支援計画の提示は「保護観察付執行猶予」の判決において有効であった。この様に司法の側においても、変化が見えてきている。

第三に拘留所勾留中に「雲仙・虹」への保釈が認められたことである。前述の通りB氏とF氏については、「雲仙・虹」で任意保護し、この期間の更生支援に取り組む姿勢が勘案され「保護観察付執行猶予」の判決につながった。

第四として、福祉による更生支援には、一定の「法的拘束力（保護観察）」の必要性が再認識できたことである。

C氏は「判定委員会」での審議、「意見書」等の提出の過程ではすべてに同意していたが、「地域社会内訓練事業所」の利用が「執行猶予判決」の条件になっていたにも関わらず、判決後は同事業所の利用を頑なに拒否した。障害者自立支援法上の事業で実施されている「地域社会内訓練事業所」においては、利用は本人の同意に基づくものであり拘束力はない。福祉による更生支援を行うには司法との連携が必要であることが改めて確認できた。

また、拘留所等での対象者との最初の面談では、「判定委員会」に諮った人数とほぼ同数の者が、福祉的支援を拒否している。自身の障がい認知又は刑務所と福祉の区別が分からない等、根本的な課題も浮き出てきた。

表3 「判定委員会」に係る対象者の支援の詳細

	年齢	性別	障がい種別	障害者手帳	罪名	公判・判決
A氏	50代	男性	知的障がい (相談受付時は 疑い)	未	強制わいせつ	判決：懲役1年10月 執行猶予3年
B氏	30代	男性	広汎性 発達障がい (相談受付時は 疑い)	未	窃盗 (執行猶予中 の再犯) ※在宅起訴	【第一審】 判決：懲役6月
						【控訴審】 情状証人： ・「地域社会内訓練事業所」 ・「雲仙・虹」 判決：懲役10月 執行猶予4年 保護観察付
C氏	30代	男性	精神疾患あり	未	道路交通法 違反等	情状証人： ・「地域社会内訓練事業所」 ・「雲仙・虹」 判決：懲役1年2月 執行猶予3年 →判決後、福祉支援を拒否
D氏	30代	男性	精神疾患の疑い	未	傷害 大麻所持	執行猶予
E氏	20代	男性	発達障がい	有 (精神障害者 手帳：2級)	窃盗 (前刑出所後 5年以内の再犯)	【第一審】 情状証人： ・「地域社会内訓練事業所」 判決：懲役1年
						【控訴審】 控訴棄却
F氏	60代	男性	身体障がい (ろうあ) 知的障がいの 疑い	有 (身体障害者 手帳：1級)	窃盗 ↓ 保釈 制限住所地： 「雲仙・虹」	【第一審】 判決：懲役6月
						【控訴審】 情状証人：「雲仙・虹」 判決：懲役10月 執行猶予5年 保護観察付
G氏	30代	男性	精神疾患あり	未	現住建造物放火 ※裁判員裁判	判決：懲役3年 執行猶予5年 保護観察付
H氏	30代	男性	知的障がい	有 (療育手帳：B1)	窃盗 建造物侵入	判決：懲役1年2月 執行猶予4年 保護観察付

公判中に実施・取得した主な福祉の手立て等	意見書	確約書（地域社会内訓練事業所）	確約書（定着支援センター）
<拘置所勾留中> 1. 障がい福祉サービス認定調査 2. 療育手帳 心理判定 3. 療育手帳取得（B1） 4. 障害程度区分取得（区分3）	不提出	提出 但し、受け入れ先を「地域社会内訓練事業所」とは限定せず	不提出 担当弁護士へは提出したが、弁護士判断で裁判所へは提出せず
<在宅起訴> 1. 心理判定 2. 発達障害者支援センターにて本人面談 3. 精神科診療所受診 診断：「広汎性発達障害特定不能のもの（1時間の面談にて）」	不提出 既に結審	不提出 既に結審	提出 不同意
1. 「雲仙・虹」にて任意保護 2. 障がい福祉サービス支給決定 3. 診断確定： 「広汎性発達障害 特定不能のもの F84.9」	提出 不同意	不提出 担当弁護士へは提出したが、弁護士判断で裁判所へは提出せず	
<拘置所勾留中> 1. 精神疾患治療のため医療機関の調整 2. 精神疾患治療のための医療機関への入院調整	提出 証拠採用	提出 証拠採用	提出 証拠採用
	「地域社会内訓練事業所」への利用は「非該当」 →本人自身が福祉サービスを望んでおらず、また、医療による薬物依存の治療が優先されるため。		
<拘置所勾留中> 1. 勾留されていた関西の拘置所へ面会 2. 家族との面談・聞き取り 3. 「地域社会内訓練事業所」による自宅訪問（聞き取り）	不提出	不提出	不提出
	不提出	不提出	
	第一審段階では、相談依頼がなく関与していない		
<拘置所勾留中> 1. 保釈に関する調整 2. ろうあ協会による定期面談 3. 療育手帳の申請、取得（A3） 4. 障がい福祉サービス申請・支給決定 5. 手話通訳士を法人職員として採用 →本人への手話の学習支援 →法人職員への手話教室 6. 関係性が途切れていた親族からの聞き取り	不提出	提出 担当弁護士へは提出したが、弁護士判断で裁判所へは提出せず	提出 担当弁護士へは提出したが、弁護士判断で裁判所へは提出せず
※地域生活定着支援センターとして独自に支援 <拘置所勾留中> 1. 療育手帳心理判定 2. 精神疾患治療のための医療機関への調整	「地域社会内訓練事業所」への利用は「非該当」 →妄想状態による心的負担に対するコーピングスキルを、認知行動療法を取り入れた専門医療機関で身につけることが優先されるため。 ※ 但し、地域生活定着支援センターとして独自に支援		
	提出 証拠採用	提出 証拠採用	提出 証拠採用

2 「地域社会内訓練事業所」での更生支援について

判決で福祉的支援が適当とされた者は、「地域社会内訓練事業所」で受け入れ、更生支援計画に基づいた更生プログラムを実施することになる。

対象者への更生支援については、長崎県の「地域社会内訓練事業所」を中心に、全国4か所（滋賀県、岩手県、栃木県、長崎県）で実施した。

本章では、この中から「判定委員会」から始まる一連の流れに位置する、長崎県の「地域社会内訓練事業所」での更生支援を中心に述べる。

(1) 「更生プログラム開発委員会」の概要

更生プログラム開発にあたっては、「更生プログラム開発委員会」を設け有効な支援プログラムの開発、教材等の検討を行った。長崎県の「地域社会内訓練事業所」では、「検証委員会」の意見を踏まえ「更生プログラム開発委員会」において更生プログラムの検証・修正を行った。

【構成】

- ◎委員長 学識経験者(教育・福祉・心理部門)
- 副委員長 「地域社会内訓練事業所」 管理者
委員 学識経験者(医学博士)
学識経験者(精神障がい者専門)
発達障害者支援センター
更生保護施設施設長
作業療法士
研究協力者(協力委員)
滋賀県地域生活定着支援センター
栃木県 社会福祉法人紫野の会
とちぎ地域生活定着支援センター
岩手県地域生活定着支援センター
本研究分担者



日中活動の場
「トレーニングセンターあいらん」
自立訓練(生活訓練)事業
利用期間：原則2年(最長3年間)

(2) 「地域社会内訓練事業所」での更生支援について

① 「地域社会内訓練事業所」の概要

「地域社会内訓練事業所」を設けた、社会福祉法人 南高愛隣会(通称：コロニー雲仙)は、長崎県雲仙市に拠点を置く社会福祉法人である。長崎県全域で54の事業所を設置し、知的障がい者を中心に約2,000人を支援している(平成23年10月現在)。入所型施設を解体し、地域に送り出していく中で浮かび上がってきたのが、反社会的行動を行い、地域の中での生活を続けていくことが出来なくなってしまった人の問題である。

平成19年より「社会的ルールの逸脱」に対する「再訓練事業」を開始した。「再訓練事業」を実施していた、自立訓練(生活訓練)事業所「トレーニングセンターあいらん」(以下「あいらん」)、共同生活援助・共同生活介護事業所「グループホーム・ケアホーム群さつき」(以下「さつき」)を、「地域社会内訓練事業所」に定め、「被疑者・被告人」への更生支援を実施することになった。

自立訓練(生活訓練)、共同生活援助・共同生活介護は共に障害者自立支援法に基づく福祉事業である。

自立訓練(生活訓練)は、日中(昼間)の活動を支援する福祉事業である。利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力の維持・向上のために必要な支援・訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的にしている。2年間(長期入院等の事由のある場合は3年間)の有期限事業である。

共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)は、生活(夜間)の活動を支援する福祉事業で、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができ



生活の場
「グループホーム・ケアホーム群さつき」
共同生活援助・共同生活介護事業

るよう共同住居において、相談その他日常生活上の援助や入浴・排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を行うことを目的にしている。

「さつき」は住宅4棟からなり、男性用住宅3棟、女性用住宅1棟で構成される。職員が泊り込み夜間も常時支援できる職員宿直型住宅が3棟、22時までのスタッフが支援を行う職員通い型住宅が1棟となっている。

本来、共同生活援助・共同生活介護事業では、利用期間は定められていないが、福祉の名のもとに「期限のない刑務所」にしてはいけないという思いから、本事業においては有期限での利用とした。

この2つの事業を一体的に実施することで24時間の支援が可能になった。

② 「地域社会内訓練事業所」での支援実績

本事業において、「地域社会内訓練事業所」で更生支援を行ったのは9名。詳細は図4の通りである。事業所としては、公判中から関与するモデル1、処分・判決決定後から支援するモデル2を対象とした。モデル1での受け入れは3名、モデル2での受け入れは6名であった。

この内、「判定委員会」を経ての受け入れは、モデル1の3名である（A氏）。

内訳は、保護観察付執行猶予が3名、執行猶予が3名、保護観察が2名、その他（満期出所）1名である。罪名は窃盗が5名を占めており、次いで強制わいせつ、放火、暴行である。

障がいの種類は、知的障がい5名、知的障がいと発達障がいの重複が3名、発達障がいが1名である。年齢は幅広く、男性が多い。

平成24年3月現在、更生プログラムを終了し、他法人へ移行したのは2名（内1名は「検証委員会」を経ての移行）。4名が更生プログラム継続中である。予定していた期間が終了したが、「検証委員会」にて期間延長の判定を受け、継続して更生プログラムを実施している者は2名いる。

再犯に至った者は2名。1名は家族に会いたいために、2度バイク窃盗を行い2度目は逮捕され、警察に留置された。不起訴処分になり訓練を継続している。もう1名は満期出所であるが再犯の可能性が高いと弁護士から相談を受けた者だが、再犯に至り、実刑判決を受けることになった。

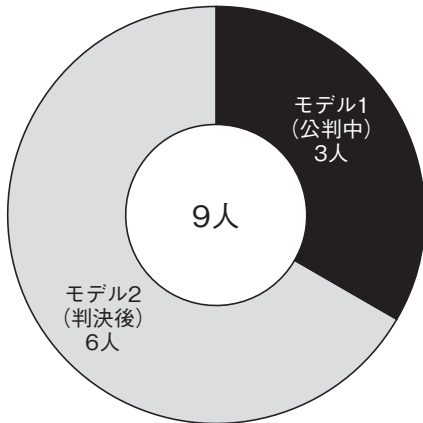
③ 具体的な訓練の流れ

「地域社会内訓練事業」における受け入れから

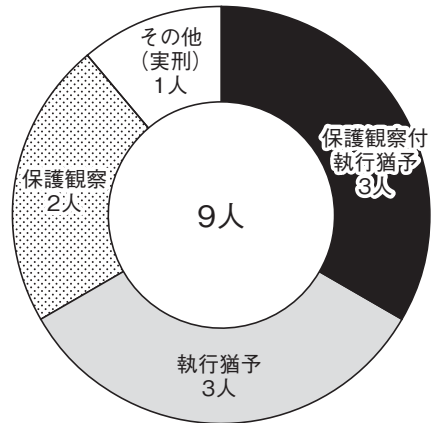
更生プログラム終了までの流れは図5の通りである。

図4 「地域社会内訓練事業所」(長崎県)に係る対象者の状況

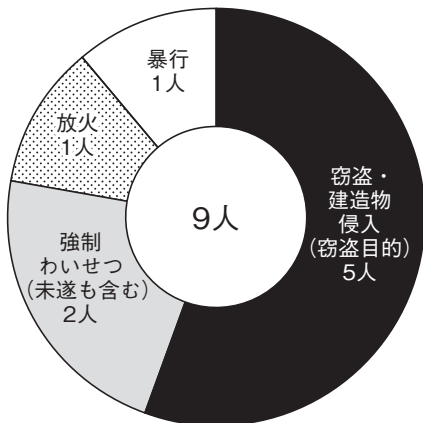
① 関与の段階



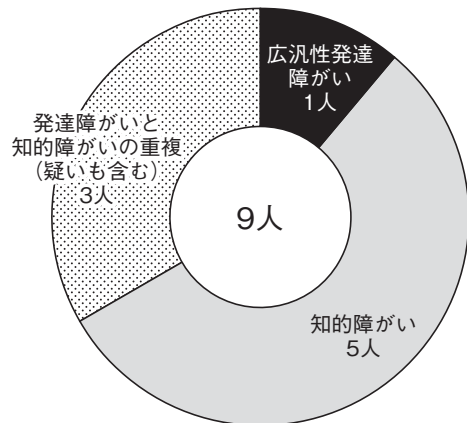
② 刑罰



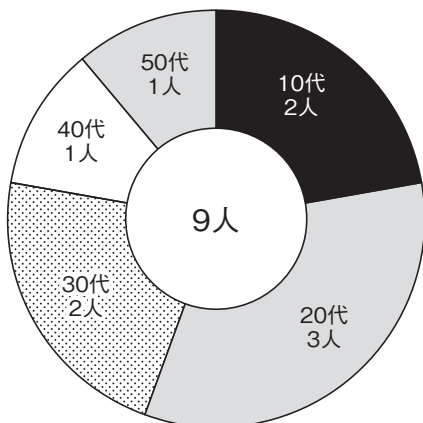
③ 罪名



④ 障がいの種類



⑤ 年齢



⑥ 性別

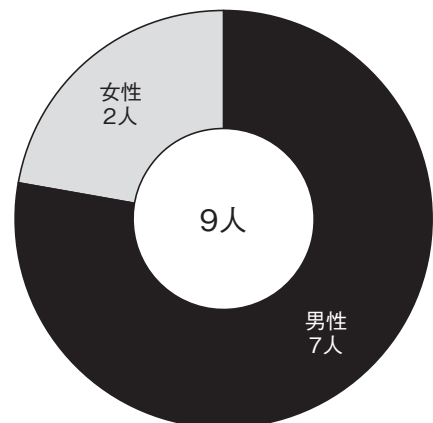
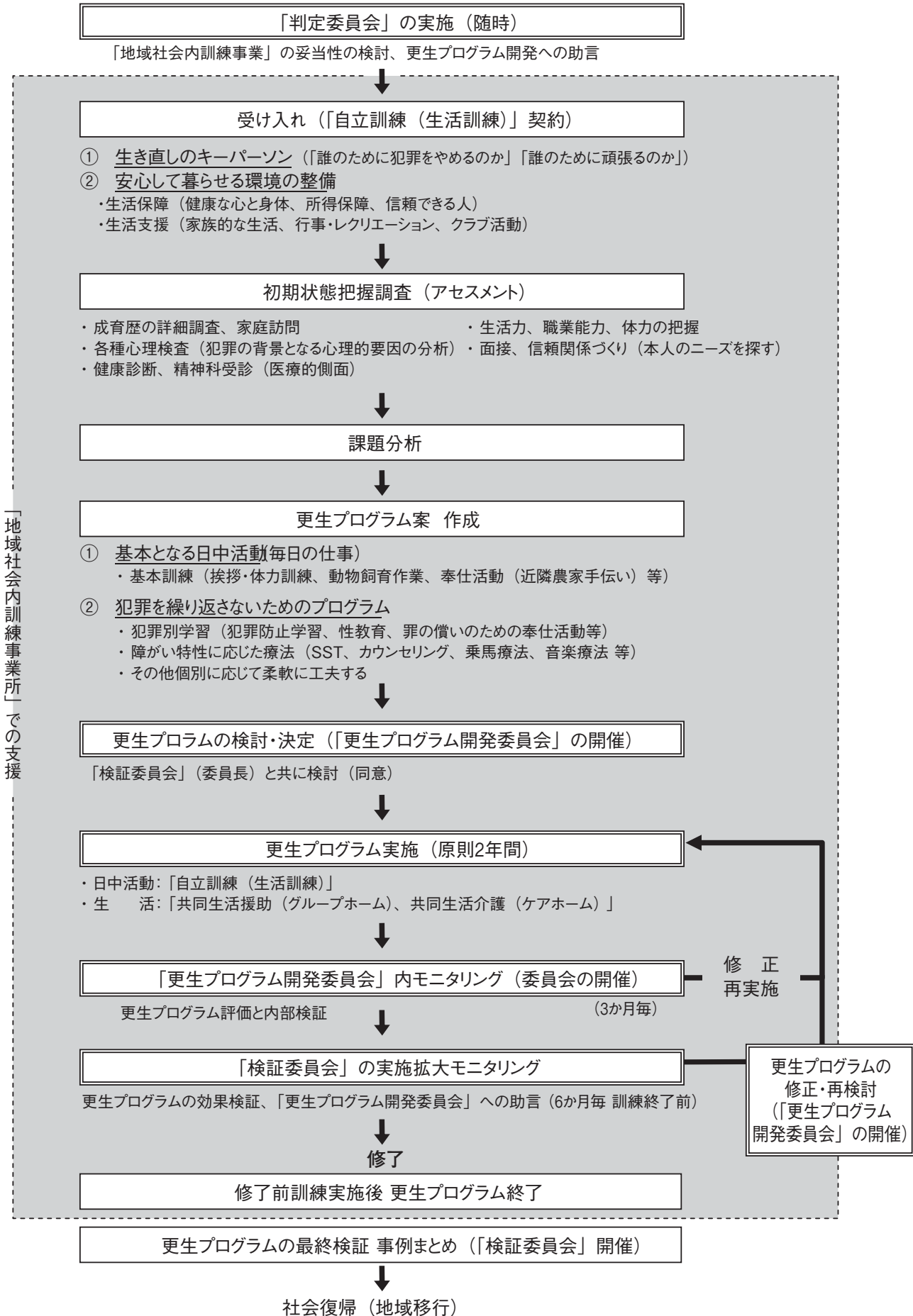


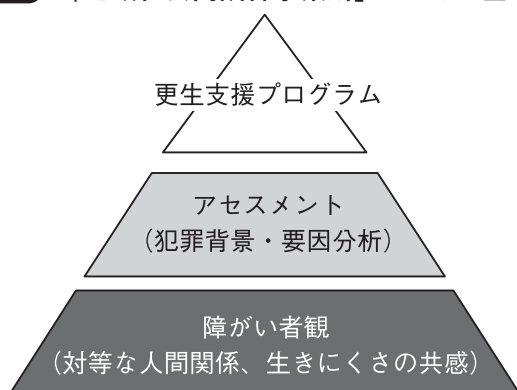
図5 「地域社会内訓練事業所」における支援の流れ



「地域社会内訓練事業所」での支援

ア. 基本姿勢

図6 「地域社会内訓練事業所」における基本姿勢



更生プログラム実施にあたっての基本理念は、「“再犯防止”は結果であって、“その人らしい幸せで充実した人生を送ること”が目的である」という姿勢である。

“罪を犯した障がい者”と特別視するのではなく、本人と職員は同じ人間同士、対等な立場で互いを理解しよう、そして共に成長していこうという「対等な人」としての人間観を基本に据えた。

この対等な人間観を基盤とすると、支援プログラムには「社会的ルールの逸脱（罪）」の矯正ではなく、問題を抱える弱い部分（生きにくさ）を強い部分（良い心）へと変容させる、肯定受容を基本としたストレングス手法が中心になる。

更生プログラムにおいては、後述する「犯罪予防学習」や「性教育」「SST (Social Skills Training)」という「社会的ルールの逸脱（罪）」に着目したプログラムも組み込んだ。だが、それらはあくまで一部であり、本人の幸せ・夢・希望の実現にむけた支援を行うことが、結果として更生改善につながり、結果として再犯防止になることを基本姿勢とした。

イ. アセスメント（犯罪背景・要因分析）

更生プログラムを作成するのに最も重要なのがアセスメント（犯罪背景・要因分析）である。

罪に至った背景には様々な要素が絡み合っ

り、「罪」という行動のみに注目しては、ミスマッチな支援計画となり問題の解決にはつながらない。犯罪背景を丁寧に分析していくなかで、更生支援の指針が見えてくることになる。

アセスメントは「過去」「現在」「将来」という3つの視点から実施した。

犯罪の背景を探ると、特に家庭環境、成育歴に大きな問題性を持つ人が多いのが特徴である。成育歴・家族の状況、教育歴・福祉支援歴（特別支援教育、療育・福祉サービス、障がいの気づきの時点）、職歴、犯罪歴・犯罪傾向を調査し、“利用者社会生活歴（タイムライン）”という一覧表を作成し情報を整理した。

現状把握としては、独自に作成した判断テストにより犯罪の理解・認知度を把握すると共に、各種心理検査（評価尺度）によって認知能力、性格、人格等の個人の障がい特性を客観的に把握した。心理検査は課題分析のみならず定期的実施することにより効果測定の指標としても有効である。

そして、いうまでもなく本人や家族がどういう人生を送りたいのかという思い（ニーズ）が重要になる。

ウ. 訓練の環境を整える

更生支援プログラムを実施する上では、「訓練の環境」を整えることも重要になる。

第一には更生の源（エネルギー）となるキーパーソンの存在である。「この人のために二度と罪を犯すまい！」「この人を幸せにするために訓練をがんばろう！」という対象を見つけることで、能動的な姿勢で更生プログラムに取り組むことが可能になる。

第二には「安心できる生活・暮らしの保障」である。これは生活を支援する「さつき」のスタッフの重要な役割である。生活保護や障害基礎年金等の所得保障と共に、スタッフである世話人、生活支援員が母親役、父親役としてチームを組み、擬似的な家族を形成することで、安心できる環境を作っていた。

図7 利用者社会生活歴（タイムライン）（例）

年齢	西暦	犯罪歴	生活歴（学歴）	医療・福祉サービス	就労	備考
0	〇〇〇〇年					
6	〇〇〇〇年		小学校入学(特)			(小1) 落ち着きがなく特別支援学級に移る入学後に障がいがある とわかった
		学齢期に自宅からお金を持ち出す事があり				
12	〇〇〇〇年		小学校卒業			

こうした環境の設定は、前述した基本理念を実行するものであり、福祉で更生支援を行う意味であると考えられる。

エ. 更生プログラム作成

この理念・環境の上に立ち、アセスメントから導き出した指針を元に更生プログラムを展開していくことになる。

まず、連携する機関の選択と調整が必要になる。

次は「私の毎日の訓練・仕事」となる日中活動の柱を決めていく。

日中活動としては、挨拶・体力訓練、和牛飼育作業、地鶏飼育作業、農家手伝い、法人内事業所（就労継続支援 A 型）を利用したパン・そうめん製造という 5 種類の訓練や作業がある。昼間は汗して働き、夜はゆっくり休むという生活リズムの形成や、生き物を通じて命や愛情の尊さについて学び、“ありがとう”という気持ちを育むことや、“ものづくり”により喜びを知り、自信をつけていくことをねらいとしている。

この基本スタイルを確立した上で、犯罪を繰り返さないための特別訓練を、犯罪名、本人の障がい特性、形態等に応じて選択していく。特別訓練の内容は以下の通りである。

- ・ 犯罪防止学習
本研究のために作成した『地域で安全に暮らしていくために～犯罪防止、被害防止のためのテキスト』を活用して犯罪に対する知識を学ぶ。警察署、弁護士からの講話や刑務所見学も定期的に取り入れる。
- ・ 反省と償い（日記、奉仕活動、ロールレタリング）
- ・ 性教育（個別学習）
- ・ SST（Social Skills Training：社会生活技能訓練）

練)

専属の作業療法士の指導の下、グループと個々に分かれて実施している。個別での SST では犯罪学習で学んだ知識を元に、社会に適した具体的な行動等について学ぶ。グループでの SST では「感情や考え方の違い」や「コミュニケーションをとるための技能」を集団での議論やロールプレイの中から学んでいる。社会に適した行動について考え始める重要な“きっかけ”作りの役割を果たしている。

- ・ セラピー（乗馬療法、音楽療法）
重い障がいのある方にポニーを引いてもらいながら行う乗馬療法、知的障がい者の和太鼓集団「瑞宝太鼓」（就労継続支援 A 型）の皆さんと一緒に和太鼓を楽しむ音楽療法等、障がいのある人たち同士の関りの中での療育を目的とする。
- ・ 当事者ミーティング

オ. 定期的なモニタリングと移行支援

「自立訓練（生活訓練）」事業は、少なくとも 3 か月に 1 回以上個別支援計画の見直しを行う様、省令で定められている。定期的に支援担当者会議を行うと共に、「更生プログラム開発委員会」と後述する「検証委員会」を 6 か月毎に開催し、第三者による更生プログラムの評価・検証を行った。

また、有期限の訓練の定めとして「訓練の終了＝次への移行支援」が必ず必要になる。地域生活定着支援センターと連携し、少なくとも訓練終了の 6 か月前には移行先を確保しておかなければならない。移行先の福祉事業所が罪を犯した障がい者を初めて受け入れる場合は、不安軽減のため、見学から実習と段階を追って時間をかけて行った。又、移行後も定期的なサポートを行い、これが移行先福祉事業所の安心につながった。

対象者ごとの更生プログラムの詳細については表 4 にまとめた。



乗馬療法によるアニマルセラピー



奉仕活動（海岸の清掃）



犯罪学習（警察の方を招き「罪」について学ぶ）

表4 「地域社会内訓練事業所」（長崎県）に係る更生プログラム対象者の詳細

		モデル1（公判中に支援依頼）			
		A氏	B氏	H氏	I氏
プロフィール	性別	男性	男性	男性	男性
	年齢	50代	30代	30代	20代
	障がい種別	知的障がい	広汎性発達障がい	知的障がい	知的障がい
	罪名	強制わいせつ	窃盗	窃盗、建造物侵入	窃盗、建造物侵入
	刑期	懲役1年10月 執行猶予3年	懲役10月 執行猶予4年保護観 察付	懲役1年2月 執行猶予4年保護観 察付	保護観 察
	「判定委員会」 の関与	○	○	○	
	利用期間 (平成24年3月 未現在)	6か月	11か月	6か月	2年6か月
アセスメント	犯罪背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学（特殊学級）卒業後は一般就労 ・ 離職後、母親が療育手帳を申請したが、受け付けて貰えず、福祉支援を受けられなかった ・ 一緒に遊んでいた被害者児童が成長し、関わりを拒むようになった（同年代の仲間がいなかった） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 16歳時に母と死別 ・ 専門学校へ進学するが、3か月で中退 ・ 父親からは「息子に渡す金はない。米だけ食べると」言われ、おかずのない生活 ・ 定職に就くことが出来なかった ・ 窃盗が悪い事とは理解していたが、おかずや日用品を手に入れる他の選択肢がわからない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族性障がい 家族が大きく影響を与えている。（モラルが一般社会との差がある） ・ 自分の年金は生活費に充当され、小遣い欲しさの犯行 ・ 同級生に盗みやシンナー等を教わっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼少の頃、常識から逸脱した性環境に置かれていた ・ 児童施設で体罰を受けていた。（大人への不信感） ・ 17歳に児童施設退所後自宅で何もせず過ごす
	更生支援指針	<ol style="list-style-type: none"> ① 訓練の目的や期間を理解する ② 善悪を学習し、はじめある生活を送る ③ 性への興味・関心を知り、適切な処理の方法を見つける ④ 人間関係が円滑にいくように支援する ⑤ 家族との関わり 	<ol style="list-style-type: none"> ① 公的機関との協働支援 ② 進路（ステップ）の明確な提示と相互の共有 ③ 信頼出来る職員 の存在 ④ 障がい特性の共有と自己認識・コントロールの確立 	<ol style="list-style-type: none"> ① 今の自分の立場（保護観察付執行猶予中）や、犯した罪について十分に理解できるようにする ② 犯罪を繰り返さない環境を整える（家族から独立して妻子との生活を構築する） ③ 規則正しい生活リズムをつくる 	<ol style="list-style-type: none"> ① 集団活動を通して、社会のルール、マナーを身につける ② 様々な経験を積みながら、精神的な成長を図る ③ 時間をかけ、十分なコミュニケーションの構築を図る

モデル2 (処分・判決決定後に支援依頼)				
J氏	K氏	L氏	M氏	N氏
男性	男性	女性	女性	男性
30代	20代	10代	40代	30代
知的障がい	知的障がい 広汎性発達障がい	知的障がい	知的障がい ADHD	知的障がい 自閉症
放火	強制わいせつ未遂	家宅侵入、窃盗	暴行	特殊開錠用具の所持
懲役3年 執行猶予4年保護観察付	懲役1年6月 執行猶予4年	保護観察	懲役6月 執行猶予3年	満期出所
2年6か月	1年7か月	1年6か月		
<ul style="list-style-type: none"> ・出生前に父親が死去。母親に甘えられる機会は少なかった ・友人がおらず24歳時に消防団へ入団し存在を認められていた。 ・福祉の支援による本人・家族への支援が必要だった 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼少期に、母親が多忙で愛情が十分に得られなかった ・中1の頃不登校 ・周囲も本人も障がい認知がなかった ・自分では衝動性をコントロール出来ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼少期に両親離婚 ・中1時、母親再婚。自分の拠り所がなかった ・児童相談所へ相談することをすすめられたが、母親は相談に行かなかった ・児童自立支援施設の仲間とのつながり 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族とは不仲 ・結婚するが、DVを受け別居 ・実家でもケンカをして飛び出し、ホームレス生活となる ・自分への強いコンプレックスから過剰に被害的に物事を捉える 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族に障がい認知なく療育、福祉の支援を受けなかった ・多動、衝動性が強く、他者感情理解が困難 ・お金に対する(特に賽銭)執着が強い ・未だに賽銭泥棒を犯罪として理解していない
<ol style="list-style-type: none"> ①相談するスキルアップと人間関係作り ②仲間と共に楽しめる休日余暇支援充実 ③母親との適度な距離、関係の再構築 ④保護司面談で再犯防止の意識を継続 ⑤移行先の理解を深める見合い期間設定 	<ol style="list-style-type: none"> ①自己認知を深め、訓練への意欲を上げる ②指導的、教育的なある程度の枠付け ③医療、発達障害者支援センター等多機関で本人の衝動性、攻撃性を抑える支えるチーム作り 	<ol style="list-style-type: none"> ①心満たされるような体験・経験を積む ②集団トレーニングを通して社会のルールを学ぶ ③自分の安心できる居場所をつくる、自信をつける 	<ol style="list-style-type: none"> ①移行を前に、最終的な仕上げの期間のみ利用 ②移行後の生活の意識付けとして保護司と個別面談 ③個別学習での振り返り ④移行予定事業所への支援の引き継ぎ 	<ol style="list-style-type: none"> ①窃盗は悪いことであるという認識を変える ②司法、医療、福祉が連携した長期的な更生支援を行う ③生活習慣の改善

		モデル1（公判中に支援依頼）			
		A氏	B氏	H氏	I氏
プログラム	生き直しの キーパーソン	母親	母親（他界） 「雲仙・虹」職員（母親の様な存在の女性職員、信頼できる存在である男性職員）	妻・子ども	父親
	所得保障		生活保護		障害基礎年金
	環境設定の工夫	・深夜覚醒、頻尿の 為受診等健康な体作り	・「雲仙・虹」職員 との関わり継続	・家族との面談 ・家族を呼び寄せる 環境作り	・力加減が分からず、 よく筋肉を傷める ・喘息
	連携機関	・精神科 ・泌尿器科 ・歯科 ・皮膚科 ・刑務所 ・警察	・保護観察所 ・保護司 ・発達障害者支援センター ・精神科 ・刑務所 ・警察 ・パン工場（就労継続支援A型事業所）	・保護観察所 ・保護司 ・精神科 ・相談支援事業所 ・刑務所 ・警察	・保護観察所 ・保護司 ・刑務所 ・警察
	日中活動	・牛舎	・パン工場	・牛舎	・牛舎 ・鶏舎
	生活支援	職員宿直型住宅（男性用）	職員宿直型住宅（男性用） →職員通い型住宅へ移動	職員宿直型住宅（男性用）	職員宿直型住宅（男性用）
	特別訓練	・特別学習 ・自らの罪の意味や行動規範（疑わしい行動）について学習 ・面談による福祉の支えの必要性の理解 ・性支援の実施	・保護観察所、保護司面談 ・特別学習 ・個別 SST ・奉仕活動 ・出納帳記入学習 ・発達障害者支援センターでの面談	・保護観察所、保護司面談 ・特別学習 ・SST ・刑務所見学 ・警察官説諭 ・賠償金の返済 ・家族との関わり	・保護司面談 ・特別学習 ・性教育 ・SST ・奉仕活動 ・当事者ミーティング ・振り返りノート ・乗馬療法
	効果的と思われるプログラム	・SST ・精神科受診 ・心理判定の実施	・保護観察所、発達障害者支援センター面談 ・パン工場での実習 ・奉仕活動 ・墓参り ・毎日の振り返り日記	・和牛飼育作業で規則正しい生活リズムを作る ・釣りクラブに参加し、仲間作り ・家族との関わり	・アニマルセラピー（和牛・乗馬）の実施 ・レクリエーション活動
現状	「地域社会内訓練事業所」利用中	「地域社会内訓練事業所」利用中	「地域社会内訓練事業所」利用中	「地域社会内訓練事業所」利用中	

モデル2 (処分・判決決定後に支援依頼)				
J氏	K氏	L氏	M氏	N氏
母親	母親 相談できる人	母親	他法人に移行	母親
障害基礎年金(2級)	障害基礎年金(2級)	特別児童扶養手当	生活保護(医療扶助)	障害基礎年金(2級)
<ul style="list-style-type: none"> ・食欲減退のフォロー ・仲間作り 	<ul style="list-style-type: none"> ・投薬コントロール ・すぐ相談が聞けるように職員を多く配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・心身不調訴えが多く、手厚いケアが必要 		<ul style="list-style-type: none"> ・夜眠れない ・マンツーマンでの外出強い欲求を叶える
<ul style="list-style-type: none"> ・保護司 ・グループホーム(法人内外) ・就労継続支援B型事業所(法人内外) ・相談支援事業所(他法人) ・刑務所 ・警察 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科 ・発達障害者支援センター ・刑務所 ・警察 ・乗馬療法、パソコン教室(生活介護事業所) ・和太鼓療法(就労継続支援A型事業所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所 ・保護司 ・刑務所 ・警察 ・エアロビクス利用(生活介護事業所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護司 ・精神科 ・ホームレス支援団体 ・麵工場(就労継続支援A型事業所) ・移行先福祉事業所(他県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科 ・弁護士 ・障害者就業・生活支援センター(出身地) ・相談支援事業所(出身地)
<ul style="list-style-type: none"> ・鶏舎 	<ul style="list-style-type: none"> ・牛舎 ・鶏舎 	<ul style="list-style-type: none"> ・牛舎 	<ul style="list-style-type: none"> ・牛舎 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定を一緒に組み、守って活動をする
職員宿直型住宅(男性用) →職員通い型住宅	職員宿直型住宅(男性用)	職員宿直型住宅(女性用)	更生保護施設入所 →委託保護終了 →任意保護	職員宿直型住宅(男性用)
<ul style="list-style-type: none"> ・保護司面談 ・特別学習 ・SST ・奉仕活動 ・刑務所見学 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別学習 ・SST ・奉仕活動 ・当事者ミーティング ・乗馬療法・和太鼓 ・パソコン ・作業療法士との面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所、保護司面談 ・特別学習 ・性教育 ・SST ・奉仕活動 ・出納帳記入学習 ・エアロビクス ・被害者への返済 ・家族との面会 ・レクリエーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別学習 ・SST ・乗馬療法 ・振り返りノート ・評価表 ・移行先への実習 	<ul style="list-style-type: none"> ・テキスト、DVDの教材を活用した特別学習 ・警察官による説諭 ・SSTを中心とした認知行動療法 ・奉仕活動 ・投薬コントロール ・乗馬 ・和太鼓
<ul style="list-style-type: none"> ・従来実施していた支援 ・犯罪防止学習 ・保護司との面談 ・刑務所見学 ・体験実習 ・休日サービスを体験 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者ミーティング ・定期受診 ・作業療法士による個別面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所への出頭 ・保護司との面談 ・奉仕作業 ・SST 	<ul style="list-style-type: none"> ・アニマルセラピー ・評価表作成 ・振り返りノート記入 ・移行先への実習 	<ul style="list-style-type: none"> ・パン販売(自分でパンを注文し、それを販売に行く)は興味を示した
他法人にて支援(更生プログラム終了、移行)	「地域社会内訓練事業所」利用中	「地域社会内訓練事業所」利用中	他法人にて支援(更生プログラム終了、移行)	再犯により実刑

(3) 「地域社会内訓練事業」における成果と考察

「更生プログラム開発委員会」及び「地域社会内訓練事業」における成果は以下の通りである。

第一に、福祉支援による更生改善の可能性を見出したことである。

更生プログラムを終了し、他法人へ移行したB氏は、特別なプログラムに頼らずとも、支援者との信頼関係づくり、安心して暮らせる生活の保障、能力に応じた就労活動支援という知的障がいのある人に対して通常実施している福祉的支援で成長が認められた。本人が福祉サービスの良さを認識でき、その支援が継続できればそれだけで更生改善の手ごたえを実感することができた。

発達障がいのある人には、作業療法士によるSSTの認知行動療法が有効であったが、それにおいても「罪を犯した人」を対象としていると考えるのではなく、障がい特性に応じた個別支援という整理の方が正しいと言える。

第二には試行的な取り組みの中で「更生支援計画」の存在が認識され始めたことである。

公判中からの支援として、当初は「確約書」が求められていたが、実践が進むにつれ、更生に向けて福祉事業所でどの様に支援するのかを具体的に示した「更生支援計画」が求められるようになっていった。この中で福祉事業の個別支援の考え方や、「訓練」と同時に環境調整や家族との関わり等が大切であるといった、矯正教育との違いを徐々に示すことができるようになった。

上記を踏まえて「地域社会内訓練事業」及び更生プログラムについて以下の点が考察できる。

第一に、更生プログラムは利用者へのトータル支援ということである。

更生プログラムと表現すると、犯罪防止学習、性支援、認知行動療法等の各論に言及しがちだが、実際は信頼関係、生活、仲間、就労、学習、療法、環境等の各種支援の中で、少しずつ変化成長していくことになる。更生プログラムは各論を論ずるのではなく、プログラム全体をトータルで考えていく必要がある。

従って、公判においては、まずプログラムありきではなく、更生のためには福祉支援が必要だということを訴え、個別支援が基本となる福祉支援の重要性・有効性を強調することが大切になる。

第二には、それゆえに本人とどう向き合うかという姿勢が重要になってくる。各プログラムを論ずる前に、まず人が人を支援するという福祉の基本、つまり支援する側の姿勢の重要性を改めて認識出来た。

本人の思いを受け入れ、肯定し、そこから本人が信頼感・安心感を感じ取るという、本人の思いにとことん付き合うことが大切になる。

本人と環境をうまくつなぐことが大切であり、うまくつなげないから犯罪が起こる。この「つなぎ方」(支援のあり方)に注目するのが福祉であり、ストレングス手法を用いた肯定的姿勢の意味であると考えられる。

従って、本人に対する更生プログラムを提供する前に、支援者側が支援の基本理念、姿勢を十分に学ぶ機会を設けることが重要になる。

第三には、多機関との連携支援が重要になる。「地域社会内訓練事業」が矯正施設での処遇教育と大きく異なるのは、いかに地域資源を活用し、専門機関と連携したプログラムを取り入れることが出来るかという点である。訓練効果にも大きく影響してくる。

更生プログラムにおいては、「反省と償い」と「生き直し」という司法と福祉の両方の視点が必要になる。生活行動指針による約束の設定や、定期的な面会により内省を促す保護観察所や保護司の存在は「反省と償い」を担う存在として大変心強い存在であった。

更に、精神科医師による診断、臨床心理士による心理検査等の専門的所見は、更生支援プログラム作成のアセスメントにおいて大変参考になった。特性に応じた犯罪学習、性教育においても、専門機関・専門職員との協働支援が大切であることが再認識出来た。

最後に、これまで見てきた様に「地域社会内訓練事業」を、より早い段階から福祉が関与することで、人生の質を高めようと位置づけるのであれば、同事業所が「第二の刑務所」となってしまうために、有期限を厳守しなければならないのは言うまでもない。

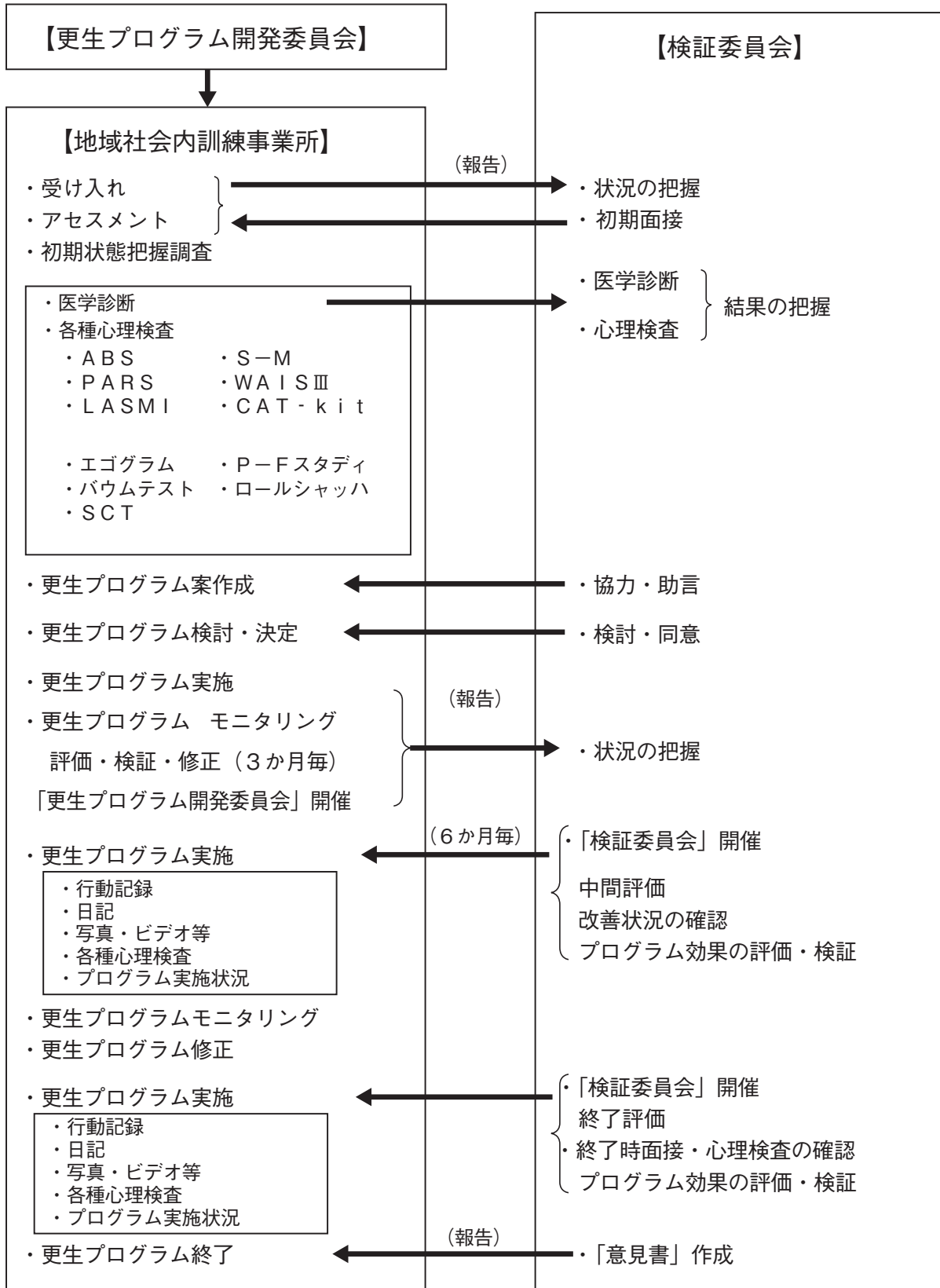
3 「検証委員会」について

(1) 「検証委員会」の概要

「検証委員会」は、福祉事業所での期間の検討や、更生指導期間内や更生プログラムの効果(有効性)測定及び評価を行い、その障がいの特性にあった専門的支援を検証する。また、対象者が更生プログラムを終了し社会復帰可能な状態にあるかどうかを判定する役割を担う。「地域社会内訓練事業」の「出口」を担う機関である。

「地域社会内訓練事業所」が扱っている自立訓練(生活訓練)での標準期間2年を訓練期間と定

図8 更生プログラム実施に係る「検証委員会」の支援の流れ



※ 「更生プログラム開発委員会」開催
 ・更生プログラム検証
 ・事例まとめ

※ 社会復帰における支援ポイントのまとめ
 ※ 「意見書」を地域生活定着支援センターへ
 申し送り

表5 「検証委員会」に係る対象者の詳細

	モデル1（公判中に支援依頼）		
	A氏	B氏	H氏
性別	男性	男性	男性
年齢	50代	30代	30代
障がい種別	知的障がい	広汎性発達障がい	知的障がい
手帳の種類・程度	療育手帳A 2	なし	療育手帳B 1
罪名	強制わいせつ	窃盗	窃盗、建造物侵入
判決・処分	懲役1年10月 執行猶予3年	懲役10月 執行猶予4年 保護観察付	懲役1年2月 執行猶予4年 保護観察付
検証委員会の開催	1回 ・初回面接	2回 ・初回面接 ・中間評価	1回 ・初回面接
利用期間 (2012年3月末)	6か月	11か月	6か月
「検証委員会」からの助言	<p>○ 初回面接・面接所見 自我障がいや自我の歪みはなく、善悪の判断能力や状況判断力はある程度所持しているが、訓練の意味や動機についての理解は弱い。コントロールができないような強い衝動の存在は見られないが、内省力はあまり感じられず、悩みとしても認識されていない</p>	<p>○ 初期面接・心理検査（バウムテスト、SCTテスト） ・擬似家族等情緒交流が必要 ・罪を犯さない生き方を具体的にサポート ・家族との関係は無理して近づけず、離れた関係で良いのでは？ ・本人に寄り添う形で、精神的なスキンシップを図る ・犯罪に対する内省は保護司に任せる</p> <p>○ 中間評価・面接所見（エコグラム、P-Fスタディ） かなり社会性の成長が感じられる。 SSTや擬似家族体験の中での濃密な人との交流の成果。</p>	<p>○ 初回面接 IQよりも、社会性が高く感じられた。他の人がどう思っているか、場面によってどう行動すべきかよく理解している。</p>
現状	「地域社会内訓練事業所」利用中	「地域社会内訓練事業所」利用中	「地域社会内訓練事業所」利用中

モデル2（処分・判決決定後に支援依頼）			
I氏	J氏	K氏	L氏
男性	男性	男性	女性
20代	30代	20代	10代
知的障がい	知的障がい	広汎性発達障がい	知的障がい
療育手帳B1	療育手帳B	精神障害者手帳2級	療育手帳B2
建造物侵入、窃盗	放火	強制わいせつ未遂	家宅侵入、窃盗
保護観察	懲役3年 執行猶予4年 保護観察付	懲役1年6月 執行猶予4年	保護観察
2回 ・初回面接 ・中間評価	3回 ・初回面接 ・中間評価 ・終了評価	1回 ・初回面接	2回 ・初回面接 ・中間評価
2年6か月	2年6か月	1年7か月	1年6か月
<ul style="list-style-type: none"> ○ 初回面接 歪曲した性体験、親の監護能力など、特殊な環境で生育を受けたことが原因と思われる。働いて汗を流し、動物とふれあい、擬似家族体験をして人とのあたたかい体験が必要。 ○ 中間評価（SCTテスト、バウムテスト） 更生プログラムにおいては予定どおり2年間で終了決定。 ○ 終了評価 女性利用者との性的問題行動発覚につき、訓練継続が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初回面接・心理検査と面接所見（ロールシャッハテスト） 人格的な歪みはなく、擬似家族的な温かな人間関係づくりの支援が必要。また、放火については、現プログラムで内省が進んでいる、継続アプローチが必要。 ○ 中間評価（SCTテスト・エコグラム） 更生プログラムにおいては予定どおり2年間で終了決定。 ○ 終了評価 移行先調整のため3か月間延長 ○ 移行後評価 面接から自信が感じられた。今の状況（地域生活の第一段階）を十分理解できている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中間評価・心理検査（ロールシャッハテスト） 人格の歪みや病的なサインは無いが、衝動性・攻撃性・依存性・幼児性の高さ故、対人関係の距離のとり方が問題。一定の内省力はあるものの、今後かなりのサポートが必要である。 ○ 中間評価 訓練の必要性を感じていない。自分の衝動を理解して欲しいという思いと、それを正当化しようとするところがある。自分には支援が必要と感じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初回面接・心理検査（ロールシャッハテスト） 共感性の乏しさ等対人関係の問題、母子関係の問題を感じる。 ・健全であたたかい人との関係を体験する。 ・心理療法的接近等が有効。 ・家族との再統合（親指導） ○ 中間評価・面接所見（バウムテスト、エコグラム、P-Fスタディ） まだ16歳という年齢から全人格的な発達を促す必要あり。環境適応しつつ、わがままなどの幼児返りは成長の一過程。退行現象は甘えが許される時代をすごしていないため、一過性、受容し成長を促す方が効果的。
「地域社会内訓練事業所」利用中	他法人にて支援（更生プログラム終了、移行）	「地域社会内訓練事業所」利用中	「地域社会内訓練事業所」利用中

め、6か月ごとに支援効果を測定すると共に、更生プログラムの内容、開発に関する助言を行った。「検証委員会」の支援の流れは図8の通りである。「検証委員会」は長崎県において実施した。「地域社会内訓練事業所」を利用している9名の内、7名を対象に実施した。1名が「検証委員会」によって、更生プログラム終了との判定を受け他法人の福祉サービスへ移行した。対象者の詳細は表5の通りである。

【構成】

- ◎委員長 学識経験者（元児童相談所所長）
- 副委員長 本研究分担者
- 委員 保護司会
保護観察所
教育庁特別支援教育室
地域生活定着支援センター所長
※「地域社会内訓練事業所」管理者

(2) 「検証委員会」の役割

① 更生プログラムの内容に関する助言

ア. 多様なアセスメントの必要性

犯罪の背景には、生育環境特に親子関係を中心とした劣悪な養育環境の問題、障がい者を有することの認識がされず、問題性を理解されないまま特別支援教育をも受けず、当然告知を受けていない人が多い。

その結果、善悪の判断や規範意識が育っていないために犯罪を繰り返す事から累犯障がい者が歩んできた道（タイムライン）を明確にする必要がある。

又、初犯の時期とその対応、障がい者としての教育の有無などが犯罪歴に重要な意味を持つため徹底したアセスメントを行い障がい者を理解する事が肝要である。

そのアセスメントは多面的でなければならず、各種心理検査により個人の能力や人格傾向を把握し、客観的に障がい者理解の指標にする。

イ. 情報の共有

「検証委員会」は支援者と情報を共有しながら、アセスメントの結果を評価判定し、支援のポイントや方向性を示す助言者としての役割を果たす必要がある。

ウ. 更生プログラムについて

「検証委員会」は更生プログラムの作成段階から関わり、いたずらにプログラム批判にならない

ように留意し、プログラムの効果測定や評価がスムーズに実施できるようにする。

つまり、「検証委員会」は生育歴や犯罪歴等の調査、知的能力や人格診断などの徹底したアセスメントの情報を支援者と共有しながら、プログラムの作成段階から参画して、障がい者の理解と支援をすべきであろう。

② 更生プログラムの実証効果の検証及び判定

ア. 更生プログラムの効果判定

更生プログラムの効果判定は、客観的な指標として各種心理検査を定期的実施する必要がある、今回の研究では以下を実施した。

- ・ABS：適応行動尺度
- ・S-M：社会生活能力検査
- ・SIS：支援尺度
- ・知能検査（WAIS IIIなど）：動作性IQと言語性IQの評価

6か月毎に専門の心理臨床家による心理面接及び心理検査を実施し、評価及び指導の指針とした。当然ながら、対象者の能力や障がいの種別、犯罪の内容などから各種心理検査は適宜組み合わせ実施された。

心理検査の種類としては以下の通りである。

- ・エゴグラム：親・大人・子どもの自我状態のバランスをみる
- ・PFスタディ：絵画欲求不満テスト
- ・バウムテスト：樹木画
- ・SCT：文章完成法テスト
- ・ロールシャッハテスト：人格診断検査。代表的な投影法の一つ。
- ・SST：ソーシャルスキルに関するテスト

使用した心理検査の詳細は表8にまとめた。

イ. 心理面接による評価

心理臨床家は日常行動の変化やプログラムの実施状況、生活態度、問題行動、対人関係などを支援者から詳細に聞き取り、初回面接及び6か月毎の変化を心理テストや心理面接から心理診断を行い、更生プログラムの実効性と修正を助言した。

心理面接の視点は障がいのレベルや自己認知力、現実認識能力の程度を考慮しながら次の5点について評価をした。

- ・情緒の安定性
- ・人との信頼関係（愛着関係を築けるか否か）

- ・これまで障がい者としての告知や教育を受けてきたか否か
 - ・行為（犯罪）に対する認識能力・贖罪意識
 - ・将来を見通す（希望を持つ）力
- 使用した心理検査の詳細は表6にまとめた。

③ 「検証委員会」に求められる機能

ア. 更生プログラムの開発に関する助言

今研究において、更生プログラムを終了し、社会復帰への一段階をクリアしたケースはJ氏の一事例のみであるため、社会復帰への判定基準を明確に示す段階には至っていない。

「検証委員会」の機能は

- ①事例の理解のズレを修正する助言者としての役割
- ②中間のモニタリング機能
- ③訓練終了及び社会適応の見通しの判断

この3つの役割を中心に、第三者としての独立した位置づけで、事例とその更生プログラムを熟知した専門家の集合体としての広義の意味での「拡大モニタリング機能」を持つ機関と言える。

今研究の検証委員会の構成は、学識経験者（教育・福祉・心理部門）、福祉の専門家、保護司会、保護観察所、教育庁特別支援教育室、地域生活定着支援センターで構成したが、更に精神科医師や行政の判定機関としての障害者支援センター、発達障害者支援センターなどに専門性を広げていく必要がある。

ソフト面では、事例の適応状況の判定及び訓練の効果を見極め、次のステップに移行できるか否かの検証を行うことにあるが、環境の被影響性が強く犯罪を繰り返し、異端者として扱われてきた障がい者の信頼を取り戻し、その将来の適応力を身につけることは相当困難であった。

イ. 社会復帰に向けた環境調整等の助言

- ・更生プログラム終了に当たり、課題改善に有効なプログラムのメニューや支援のポイントを所見として、次のステップ（他の受け入れ事業所の場合もある）につなぐ事が重要で、つなぎの期間としては6か月を一定の目安とし、体験実習や環境適応状況を見極める。
- ・ステップ先の受け入れ事業所には、「犯罪」に対する抵抗感や不安感があるため、実習等を通して相互の信頼関係を構築することが必要。
地域生活定着支援センターや「地域社会内訓練

事業所」のバップアップ体制も必要である。

- ・「意見書」の作成
「検証委員会」で検討した支援のポイントやプログラムメニューを「意見書」として申し送る。
- ・保護観察期間内のケースの場合は、保護観察所の監督の下、地区の保護司の協力を得る。

(3) 「検証委員会」の考察及び今後の課題

① 「検証委員会」の必要性

「地域社会内訓練事業所」における訓練は人権擁護の観点からも有期限で実施すべきであり、プログラム効果を定期的に評価し、期間の短縮及び延長に関しても助言を行う。

また、プログラムの修正に関与し、終了時の評価は個々人の社会適応能力と受け入れの先の環境などを考慮しながら、社会復帰の適否をジャッジする第三者評価機能としての重要な位置づけで一種のオンブズマン的機能を持つ。

② 各専門機関との連携

「検証委員会」における評価・判定については、心理臨床家による各種心理検査や心理面接から得られた所見が客観的指標として重要な役割を担った。

また、年齢は10代の青少年から高齢者と幅が広く、障がいは知的障がいに加え、発達障がいや精神障がい、認知症など範囲は広いため、精神科医師や公的な判定機関である都道府県の障害者支援センター、発達障害者支援センターなど各専門機関の協力及び連携が不可欠である。

③ 継続した福祉的支援

罪を犯した障がい者の社会復帰を考えた時、地域社会内訓練事業での支援内容や支援方法が一般社会の中でも「つながる」仕組みが必要である。援助がつながる事が再犯防止になると思われる。

そのために地域生活定着支援センターがコーディネーターとなり、各専門機関が有機的に連携して、フォローアップしていく必要がある。

今後は、福祉事業所やサービス管理責任者、相談支援事業所等の啓発や研修に取り組む必要がある。

表6 「検証委員会」で使用した心理検査

	適応行動尺度 (ABS)	支援尺度 (SIS)	S-M 社会生活能力検査	PARS	WAIS-III (ウエクスラー成人知能検査第3版)
考案者	米国精神薄弱学会 (AAMD)	米国知的発達障害学会 (AAMR)	三木安正・杉田裕ら	広汎性発達障害日本自閉症協会	日本版 WAIS-III 刊行委員会
目的	本人がおかれている環境の中で通常の行動を把握することを目的にしている。	知的障がいのある人が社会的に価値のある場や活動に参加できるような支援のタイプや強度を測定することを狙っている。	社会生活能力の測定を通し、子どもの社会生活に必要な基本的な生活能力の発達を明らかにすることを目的としている。	広汎性発達障がいの支援ニーズを評価するための評定尺度	偏差知能指数の測定と知能の診断的な理解。言語性知能と動作性知能との下位検査評価点のばらつきから個人内差を把握。
特徴	適応行動を、いろいろな領域に分け、同性同年齢で同等の測定知能水準の平均的傾向に照らして評定できるように仕組みられている。同性同年齢で同等の知的水準の者たちの間の個人差の測定が可能。	ほかの人と比べてどれだけ支援が必要かということに焦点が当てられている。	適用 (1歳~13歳) ただし生活能力遅滞者では年齢以上でも可能) 社会生活能力を測定するために、日常生活のなかで容易に観察ができ、しかもそれぞれの発達段階の社会生活能力を代表する131の生活行動項目で構成。	ライフステージに渡って、広汎性発達障がいに由来する適応困難性の有無とその困難性の程度を評価するツールであり、その人がPDDとしての支援ニーズを持っているかどうかを把握するものである。	「絵画完成」「単語」「符号」「類似」「積み木模様」「算数」「行列整理」「知識」「絵画配列」「理解」「記号探し」「語音整列」「組み合わせ」の下位検査の問題を実施する。
評価項目	適応行動および社会でうまく生活するために必要なスキルを集めて整理したもの 第1部： 適応行動の機能的(技能的)側面を測定するための10の行動領域(児童用で67項目、成人用で69項目) 第2部： 問題行動やパーソナリティの歪みを測定するための13の行動領域	社会参加に必要なとされる生活に関わる行動を集め整理したもの 第1部： 生活に関わる49の活動 第2部： 自己防衛、自分の権利を擁護すること 第3部： 特別な医学的・行動的支援ニーズ それぞれの活動に対して支援の頻度、1日あたりの支援時間、支援タイプでチェックする。	社会生活能力の構成領域については6領域を設定。 身辺自立、移動、作業、意志交換、集団参加、自己統制	広汎性発達障がいに特徴的と考えられる項目と、そうした行動があった場合に、支援の必要性や要介護度が高くなる項目を設定。 対人、コミュニケーション、こだわり、常同行動、困難性、過敏性のPDDに特徴的な6領域57項目	IQ値の把握だけでなく、知能のバラつきから、どのようなアプローチが効果的か一つのヒントになる。

新版 TEG II 東大式エゴグラム Ver. II	P-F スタディ (絵画欲求不満テスト)	バウムテスト (The Tree Test) 一樹木画による 人格診断法ー	ロールシャッハ・ テスト	精研式文章完成法 テスト SCT
東京大学医学部 心療内科 TEG 研究会	ローゼンツァイク	C. コッホ	H. ロールシャッハ	佐野勝男 槇田仁
アメリカの精神科医 バーンの提唱した交 流分析理論に基づい て開発作成された性 格検査。自分や他人 あるいは生き方に対 する、人それぞれの基 本姿勢や行動パター ンを明らかにする。	漫画風に描かれた欲 求不満場面の中の人 物がどのように答え るか問う検査。 被験者にある程度の 想像性が必要となる が、絵画を媒介とす るために、児童には 適用しやすい	被験者に自由に描か せた「1本の実のなる 木」について、全体 印象、樹木の形態、 鉛筆の動き、樹木の 位置の4側面から60 項目余（全体所見、 鉛筆の動き、風景及 び付属物、地平、根 元、根、幹、枝、冠、 果実、花、葉など） にわたって診断的解 釈をし人格特徴を分 析・把握する。	無作為に作られたイ ンクのしみの左右対 称のあいまいな図形 を提示し反応を問う もの。個人の人格像 を浮き彫りにする投 影法人格テスト。 知的側面、情緒的側 面、衝動や感情の統 制のあり方、対人関 係の特徴など多角的 なアプローチが図る ことができる。	自由に文章を記述さ せることで、知能や 性格、興味や生活史 と言ったパーソナリ ティーの全体的把握 を行う。 ロールシャッハ・テ ストなどのほかの投 影法と比べ、実施が 容易。
質問紙法 質問形式で自己評価 を求める方法 (長所) 短時間で検査は実 施できる (短所) 被験者が故意に、 または無意識に回 答をゆがめること ができる。質問を 理解出来ないと回 答が難しい。	投影法 漠然とした形や言語を見せたときの被験者の反応、解釈を分析し、行動、性格の無意識な部分 を把握する方法 (長所) 個人の全体的・力動的な性格の把握が可能。反応が故意にゆがめられることがない。 無意識レベルを知ることができる (短所) 結果の処理や解釈が難しく、検査者の専門的な訓練と経験、深い人間洞察力が要求 される。実施に時間と労力がかかる。			
53の質問項目に「はい」「いいえ」「どちらでもない」で回答させる。	児童用、青年用、成人用いずれも、場面の左側の人(欲求を阻止している人)の発言に対して右の人(欲求を阻止されている人)がどう答えるか、その内容を絵の中の空欄に記入させる	A 4用紙に鉛筆で「実のなる樹木を1本」描かせる。	10枚の図版を順番に被験者に呈示し、その反応を得る要領で行う。何に見えるか、また、しみのどこに、どのようなものが、どういう理由で見えるか、反応するまでの時間、カードの方向、受検態度など記録・集計し分析する。	「私の父ー」「私はよくー」などの短い刺激文に続く短文を書く。刺激文は60問ある。

4 個人事例（B氏）

これまでの実践の中からB氏を取り上げ、「判定委員会」から、「地域社会内訓練事業所」で受け入れ、「検証委員会」にて検証を行うという一連の流れについて説明したい。

(1) 本人プロフィール

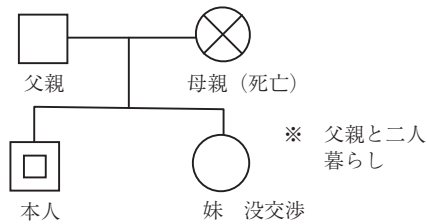
B氏 30代 男性

罪名：窃盗（スーパーで食料品等を万引き）

障がい種別：広汎性発達障がい IQ：94

障害者手帳：なし

家族構成：



学歴：小・中・高校は普通学級を卒業、専門学校を中退

職歴：専門学校中退後、パチンコ店、コンビニのバイト等を転々とし、定職に就いたことがない

相談者：国選弁護士

相談時の状況：在宅起訴

今犯：執行猶予中（保護観察なし）の再犯

犯歴：今犯まで約10年間で複数回の犯歴あり

B氏はスーパーで食料品等を万引きした窃盗で逮捕された。過去約10年間で複数回の犯罪歴と400回以上の万引き歴の余罪があり、今刑も前刑の単純執行猶予中の再犯であった。

広汎性発達障がいがあるが障害者手帳は所持していない。小・中・高校は一般高校で、専門学校に進学するも学業と人間関係について行けず中退。その後は定職に就かずにパチンコ店、コンビニのバイト等を転々とし、その後は引きこもりを続けていた。この様に障がい特性に応じた専門的・福祉的支援を受けていなかった。

父親と二人暮らし。父親とは全く接点がなく、食事を買うお金もないため「お腹がすいていた。おかずが食べたかった」というのが動機であった。

(2) 「判定委員会」における支援

B氏は、在宅起訴後に国選弁護士からの相談であった。第一審では地域生活定着支援センターが情状証人に立ち、地域生活定着支援センターとし

て支援の確約書を提出した。

「判定委員会」を開催し、委員会としては「判決までに可能な福祉の手立てを行い、弁論再開に持ち込むべき」という意見を得た。

この意見を踏まえ、①知的障害者更生相談所での知能検査、②発達障害者支援センターでの本人面談、③精神科医による診断を行い、「広汎性発達障害」の診断が出たことで、弁論再開となったが、第一審は懲役6月の実刑判決となった。

判決を受け、本人、父親と相談し、控訴を決定。同時に孤立状態の家庭環境から切り離すために、「雲仙・虹」へ任意保護し、福祉的支援をスタートした。生活保護や障がい者福祉サービス受給者証という福祉サービスを整えると共に、「地域社会内訓練事業所」で作成した「更生支援計画書（公判中～第1期）」（表7）に基づく支援を実施することで、本人の更生に向けての変化、成長を実証することにした。ただし、研究班で作成した書類等はほとんどが証拠で採用されなかったという事実直面した。

控訴審では、①「判定委員会」で作成した「意見書」、②「意見書」に係る理由書、③利用している福祉サービス・法人に関する資料、④生活状況を示す資料（日誌、動画、読書感想文）と共に、④「地域社会内訓練事業所」が作成した更生支援計画書を提出した。

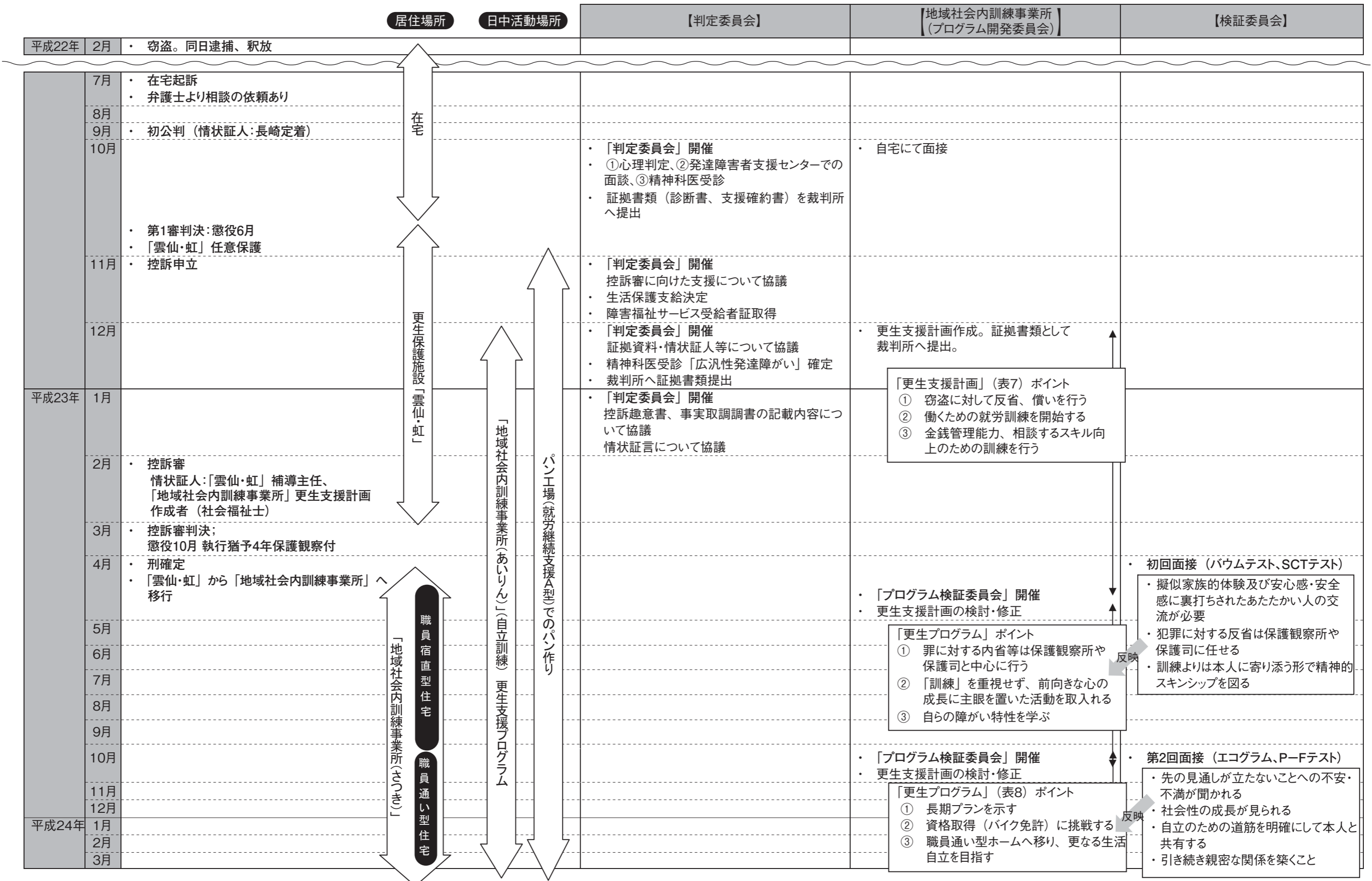
控訴審提出資料

- ・「判定委員会」意見書
- ・意見書に係る理由書
- ・更生支援計画書（「地域社会内訓練事業所」作成）
- ・福祉サービス利用契約書
- ・支援者の日誌
- ・支援者の日誌（総括）
- ・動画（生活・作業風景）
- ・日誌（本人）
- ・読書感想文（犯罪予防学習）
- ・パンフレット（法人全体、各事業所）
- ・生活保護支給決定通知書
- ・障害福祉サービス受給者証
- ・心理判定の結果（証明書交付願・同意書）
- ・精神科医診断書

控訴審では更生支援計画を作成した社会福祉士と、「雲仙・虹」の補導主任が情状証人として出廷し、主旨説明と経過報告を行った。

そして執行猶予中の再犯であったが、「懲役10

図7 B氏 支援の流れ



月、執行猶予4年保護観察付」という再度の執行猶予判決が下りた。量刑理由には「現に更生保護施設に入所し、社会福祉士が作成した更生プログラムを順調にこなしている」ことが上げられている。「雲仙・虹」での更生支援により、本人の変化、成長、贖罪の意識の芽生えを実証できたことが、この判決につながったのではないかと考えられる。

(3) 更生プログラムの実施

「地域社会内訓練事業所」での支援を開始するにあたって、自宅を訪問し、面接を行った。会話を交わす中で「障がい認定され、受け入れていこうという気持ちがある」のであれば、福祉支援で更生へ導ける可能性があると考え、支援を行うことを決定した。

「雲仙・虹」の任意保護の間に「地域社会内訓練事業所」が作成した更生支援計画の骨子は以下の通りである。(詳細は表7を参照)

【表7：更生支援計画（公判中～平成23年6月）】

方針

- ・司法と福祉の連携による更生支援とする
- ・安心して暮らせる環境を整える
- ・罪への反省と償いをする（手法は犯罪防止学習と奉仕活動）
- ・発達障がいの特性に応じた再出発支援をする

指針

- ・働くための能力を育てる
- ・生活するための能力、特に金銭管理能力を育てる

- ・広汎性発達障がいのためコミュニケーションが苦手。「相談が出来ないのはなぜか？」を知るところから始めて人と上手に付き合えるようになるためにSSTを用いる

この更生支援計画に基づき、「地域社会内訓練事業所」の更生プログラムや、本人の長所を活かすための法人内のパン工場（就労継続支援A型）での職業訓練といった福祉サービスの利用も開始した。

再度の執行猶予判決となったことで、福祉サービス契約となり本格的に「地域社会内訓練事業所」での更生支援を開始することになった。

亡き母親への思いが非常に強い。更生支援にあたっては、父親（母親）との関係を軸に据えると共に、「雲仙・虹」で出会った男性職員、女性職員をキーパーソンとした。

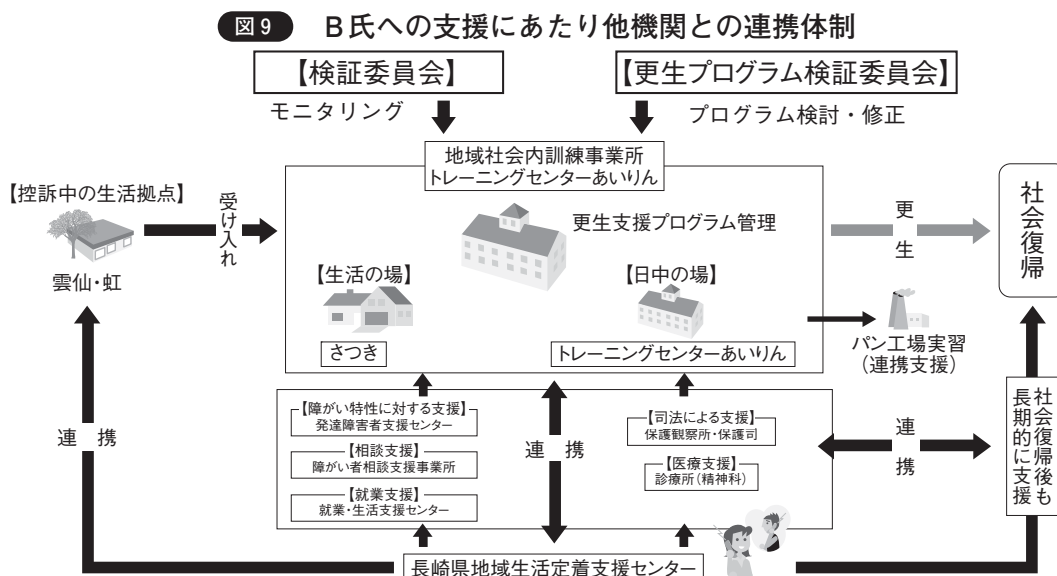
各関係機関とは、図9の様な支援・連携体制をしいた。特に擬似家族的なあたたかさが更生プログラムの方針となる中で、保護司・保護観察所には「二度と罪を犯さない」という訓練の「厳しさ」を担っていただいた。

「毎日の仕事」としては、就職を目指し、引き続きパン製造を行うと共に、特別訓練として「犯罪防止学習」（ロールレタリング、読書感想文、テキスト学習）、「SST」（相談スキルの向上）、「奉仕活動」（公の場の清掃）を設けた。

男性5人の職員宿直型住宅からスタートした。

(4) 「検証委員会」によるモニタリングと「更生プログラム開発委員会」からの助言

更生プログラムに対しては、「検証委員会」に



よる定期的なモニタリングと、それを踏まえた「更生プログラム開発委員会」とのプログラム検討を行い、3か月ごとにプログラムの検討・修正を行った。

① 初期面接・心理検査

「地域社会内訓練事業所」での更生支援を開始するにあたり、「検証委員会」による初期面接・心理検査を実施した。

心理検査はバウムテスト、SCTテストを行った。発達障がい児として理解と支援を受けて来ておらず、思春期に母親と死別しネグレクト状態に置かれ、生きるために万引きを繰り返してきたことから、感情の抑圧、他者と共感する能力の低下等を招いていると分析。

①犯罪に対する反省は保護観察官や保護司に任せ、②擬似家族的体験な安心感・安全感に裏うちされた人との情緒交流を大切にす、③事業所では「訓練」を前面に出すより、ゆっくり本人の気持ちの流れに寄り添う形で、精神的にスキンシップを図るという助言を受けた。

② 更生プログラムの修正

利用後3か月が過ぎた時点で、学習能力が高く犯罪等については知識として十分学べてきていた。その反面、初めての集団生活であり周囲の障がい者の行動等が理解できないことや、いつまで「地域社会内訓練事業所」を利用するのかという将来の不安から「刑務所に行った方が良かった」という発言が聞かれる様になった。

利用後3か月でのモニタリングでは、こうした状況と「検証委員会」の助言を踏まえ、「訓練」を前面に出した更生プログラムから、「温かさ」を中心とした更生プログラムに修正した。(詳細は表8を参照)

【表8：更生プログラム（平成23年6月～10月）】

修正点

- ・本人が信頼できる「雲仙・虹」職員との交流の強化
- ・精神的スキンシップを図るプログラムの追加（母親の墓参り、アニマルセラピー、趣味の活動）
- ・SSTによる発達障がいの特性や感情の学習
- ・進路（ステップ）の明確な提示と相互共有

① 第2回面接

6か月後の「検証委員会」では、心理検査はエコグラム、P-Fスタディ（絵画欲求不満テスト）を実施した。

訓練の意味や職員の援助を受け入れてきている。これは、SSTや疑似家族の中での濃密な人との交流の成果であろうと分析。ただし、不満や葛藤が身体症状に出やすいタイプなので場所や人を決めて不満を言わせることが大切であり、①自立のための道筋を明確にして本人と共有する、②SSTの継続、③犯罪の内省は保護観察官や保護司に任せ、生活の場では引き続き親密な関係を築くことという助言をもらった。

「更生プログラム開発委員会」からは、見通しが立たないことへの不安や、周囲の行動への不満は、広汎性発達障がいと共通する特性であること。それを踏まえ、①明確に見通しを持たせること、②必須プログラムと自由な時間の区別をつけること、③将来の理想に向けて細分化した目標値を設定するという助言を受けた。

これらを踏まえ、以下の通りプログラムを修正した。

【更生プログラム（平成23年10月～12月）】

修正点

- ・契約期間2年間の長期プランを示して説明する
- ・いつでも「雲仙・虹」に遊びに行ける手段としてバイクの免許を取得する
- ・就労支援（パン工場）に早朝出勤を取り入れ、時間に対する柔軟性・適応性を育てる
- ・職員宿直型住宅から職員通い型住宅へ移り、一人暮らしに向けて特に起床～出勤までの生活自立を目指す
- ・SSTでは引き続き感情コントロールを学ぶ

更生プログラムの修正に伴い、定員5名の職員宿直型住宅から、職員通い型住宅へ生活の場を移した。

「地域社会内訓練事業」としては、実際の支援においては本人と接する時間が長いこと、本人の変化を把握しにくい。客観的な心理結果を行い、それに基づいてプログラムを検証する「検証委員会」「更生プログラム開発委員会」を設けたことは、本人の状態に合わせた効果的な更生支援を行う上で、非常に有効であった。

表7 B氏更生支援計画書 (公判中～第1期：平成23年4月～6月)

氏名	B氏	性別	男	年齢	30代	障がい種別	広汎性発達障がい	区分	2
罪名	窃盗	判決・処分	執行猶予4年保護観察付			契約期間	平成23年4月～平成25年3月		

<更生支援の長期・中期目標>

長期目標	二度と窃盗をせず、出身地にて就労し、福祉サービスを受けながら自立して生活する	達成時期	平成25年3月
中期目標	出身地に移り、引き続き司法と福祉の連携による更生支援と就労支援を受ける	達成時期	平成24年9月

支援の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・窃盗に対して反省、償いを行う ・働くための就労訓練を開始する ・金銭管理能力、相談するスキル向上のための訓練を行う 				
ニーズ (解決すべき課題)	支援目標	サービス内容	支援機関	頻度時間	達成時期
窃盗を二度と繰り返さない様になる (再三窃盗を繰り返してきた)	社会内更生訓練の必要性を自覚し生活する	定期面談にて遵守事項生活行動指針の確認	保護観察所	月1回	平成25年3月
	窃盗(万引き)について自覚し、十分に反省する	<ul style="list-style-type: none"> ・今までの生活、犯罪歴の振り返り学習を行う ・客観的に自分が行った犯罪について考える ・各立場に立ち振り返り学習を行う (ロールレタリング) ・犯罪被害者等の手記の感想文を書く ・犯罪防止学習により犯罪について理解を深める テキスト学習 刑務所見学 警察官、保護司講話	トレーニングセンターあいりん (協力機関) ・刑務所 ・警察署 等	各学習週1回	平成25年3月
	罪を犯していない生活を振り返り、悪いことをせずに過ごせたことの心地よさを学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的面談により自らの心情の変化を学ぶ ・日記を書き心の変化を意識する(面談時に活用) 	発達障害者支援センター さつき	2週1回 毎日	平成25年3月 平成25年3月
	社会への償いとして人の役に立つことをする	海岸、公園、駅、道路等の公共の場を清掃する	トレーニングセンターあいりん	週1回	平成25年3月
日常生活能力を高める	困った際の相談(支援を求める)技術を高める	SST(社会生活技能訓練)	作業療法士	週1回	平成25年3月
	金銭管理能力を高める	金銭出納帳記入の練習 買い物学習	さつき	週2回 月2回	平成24年3月
就職し、収入を得られるようになる	就労訓練を受ける	8時間働きながら体力・就労意欲・基礎習慣・技能を身につける	パン工場(法人内就労継続支援A型事業所)	週5回	平成25年3月

表8 B氏更生支援計画書 (第3期:平成23年10月~12月)

氏名	B氏	性別	男	年齢	30代	障がい種別	広汎性発達障がい	区分	2
罪名	窃盗	判決・処分	執行猶予4年 保護観察付	契約期間	平成23年4月~平成25年3月				

支援の方針	①公的機関(発達障害者支援センター・保護観察所・保護司)との協働支援 ②進路の明確な提示と相互の共有 ③信頼出来る職員の存在を増やす ④障がい特性の共有と自己認識・コントロールの確立	プログラム修正点	①罪に対する内省等は保護観察所や保護司との面談を中心に行う ②資格取得を地域移行への自信につなげる ③自らの感情コントロールについて学ぶ(SST) ④一人暮らしへ向けた朝の日課の自立
-------	--	----------	--

ニーズ(解決すべき課題)	支援目標	サービス内容	支援機関	頻度時間	達成時期
窃盗を二度と繰り返さない様になる(再三窃盗を繰り返してきた)	社会内訓練の必要性を常に自覚する	定期面談により遵守事項、生活行動指針の確認	保護観察所 保護司	月1回 月1回	平成27年3月
	窃盗(万引き)について自覚し、十分に反省する	犯罪防止学習に参加し犯罪について理解を深める・刑務所見学・警察官、保護司講話	トレーニングセンターあいりん(協力機関)警察署等	各学習週1回	平成24年3月
	罪を犯していない生活を振り返り、悪いことをせずに過ごせたことの心地よさを学ぶ	定期的面談により自らの心情の変化を学ぶ 毎日、日記を書き心の変化を意識する(面談時に活用)	発達障害者支援センター さつき	2週1回 毎日	平成25年3月 平成25年3月
内にある生きる上で必要なエネルギーを高めるやりがいを感じる	原付免許の取得を目指す	原付免許試験学習	トレーニングセンターあいりん	毎日	平成24年12月
	人の役に立っていることを感じる	海岸、公園、駅、道路等の公共の場を清掃する		週1回	平成25年3月
	前向きな気持ちを増やす	趣味活動(体力トレーニング、パソコン活動)		週1回	平成24年3月
日常生活能力を高める	自らの障がい特性、感情認識について知る	SST(社会生活技能訓練)及び学習(障がい特性、感情コントロールについて)	作業療法士	週1回	平成25年3月
	金銭管理能力を高める	出納帳記入の習慣化 買い物学習	さつき	週2回 月2回	平成24年3月
	身辺面の自立を高める(特に朝)	通い型ホームでの生活 自主起床、服薬の自己管理		毎日	平成23年9月~
就職し、収入を得られるようになる	就労訓練を受ける	パン工場での実習 早朝勤務、販売店実習	パン工場(法人内就労継続支援A型事業所)	週5回	平成25年3月

※ __が「更生プログラム開発委員会」「検証委員会」の指摘を受けて修正した項目点

<週間プログラム>

	月	火	水	木	金	土
8:00 12:00	パン工場					犯罪防止 学習
13:30 15:00	パン工場 SST	体カトレーニング 自主学習（原付免許 パソコン）				奉仕活動 公共の場の 清掃
夜	日記書き					

<日課>

時間		時間	
6:00	起床 洗面	17:35	帰ホーム
6:20	自主トレーニング (ラジオ体操 ジョギング)		夕食準備 洗濯物取り込み 身辺整理
	朝食準備 朝食 片付け	18:30	夕食 片付け 歯磨き
	歯磨き 身だしなみ 出勤準備		入浴 洗濯 洗濯干し
7:50	出勤		余暇時間 クラブ活動など
8:00	午前の訓練 月～金：パン工場		日記書き
	土：犯罪防止学習	20:30	掃除
12:00	昼食	20:45	体操 終礼（夜間生活）
13:30	午後の訓練 月～金：パン部門		一日の評価
	土：奉仕活動	22:00	就寝
15:00	SST 体カトレーニング 自主学習		
17:30	終礼（日中活動）		

<長期的計画> (案)

	平成23年4月	平成23年10月	平成24年1月	平成24年4月	平成24年10月	平成25年4月
日中	見学		パン工場（販売店）			日中…パン工場（販売店） 生活…出身地のケアホーム（就労継続支援A型） （単身アパート）
	パン工場（製造）					
生活			見学・実習	出身地ケアホーム 実習 （単身アパート）		
			ケアホーム （職員通い型） ※「あいりん」敷地より徒歩5分			
	ケアホーム （職員通い型） ※「あいりん」敷地内、 宿直型ケアホーム 2棟が隣接する					
	ケアホーム （職員宿直型）					
その他	原付免許 取得		すべての金銭（自己）管理練習			

※平成24年4月以降の計画については、本人の希望のもとに、関係機関との合同支援会議を開催して決定していく。

IV | 考察

「地域社会内訓練事業」を通して見えてきた成果と課題点は以下の通りである。

① 「触法・被疑者」となった知的障がい者の「改善更生」には福祉によるトータル的な支援が有効

「判定委員会」「更生プログラム開発委員会」「検証委員会」という「地域社会内訓練事業」の一連の取り組みを通して、障がいの特性に応じた福祉による更生支援の有効性が明らかになった。

このモデル的施行を進める中で、「服役(司法)」か「福祉」という論議になった。だが、それに至る前には、不起訴(起訴猶予)、執行猶予という段階がある。また、障がいのある人にとって、執行猶予や保護観察処分は、「おとがめ無し」と勘違いしてしまうことが多分に考えられる。

早くから福祉が関わり、支援することによって、逮捕、拘留、取り調べ、裁判、服役といった辛い経験を重ねず、幸せな人生や生活を保障することが期待できる。

こうした福祉的な観点からも、「被疑者・被告人」への支援が重要であることが明らかになった。

② 「地域社会内訓練事業所」の必要性

更生の機会・期間を有効に生き直しにつなげるためには、障がいの特性に合わせ更生支援を行う「地域社会内訓練事業所」が法的システムとして必要である。

今回の「判定委員会」では、福祉による改善更生を必要としながら、知的障がい者を中心に支援する長崎県の「地域社会内訓練事業所」の対象者としてはふさわしくないとして、支援対象外とした事案もあった。こうした事案も当然存在する。知的障がい者のみではなく、高齢者、発達障がい者、精神障がい者等のそれぞれの専門性に特化した「地域社会内訓練事業所」が必要になる。

また、「地域社会内訓練事業所」は、①専門職員の配置(社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、作業療法士、臨床心理士等)、②一定の割合で定員を空けておき、緊急の依頼に備えておく必要性、③遠方での面会や会議出席、あるいは公判での証言を行うといった特性を持つ。

これらを踏まえると、本事業の様に障害者自立支援法の事業内で実施するには限界がある。「地

域社会内訓練事業所」を普及していくためには、特定のモデル的実践が可能な事業所を各地域に指定し、福祉支援による更生改善、社会復帰の実績を重ねていかなければならない。

③ 「判決前調査」や試験観察的な中間処分の仕組みが有効である

上記の様な「地域社会内訓練事業」につなげるためには、「判定委員会」が実施していた様な、対象者の生育歴や更生支援の可能性を検討し、それを処分に反映させることが有効である。

少年に対しては、保護処分にするのか、保護処分にするとしてもどのような種類の処分にするかを決定せず、民間施設や自宅で様子を見る「試験観察」という制度が存在する。この制度は、B氏とF氏に対して実施した、更生保護施設で任意保護し、その更生状況を量刑に反映させた方法とも合致する。こうした試験観察的な中間処分の仕組みも有効である。

④ 刑事政策としての法的な位置づけを

「判定委員会」では処分のあり方として一貫して「執行猶予付保護観察」を求めてきた。「判定委員会」に参加した弁護士からは、福祉サイドにおいてその有用性が認められても、被告人にとって不利益であり、刑事弁護人として保護観察処分を求めることは難しいという指摘もあった。

また、「地域社会内訓練事業所」は、前述の通り障害者自立支援法に基づく機関である。従って、C氏の様に、福祉事業所が関与し、「地域社会内訓練事業所」の利用を前提とした判決であっても、本人が利用を拒否した場合は法的な縛りはない。本人にかなりの覚悟・モチベーションがなければ訓練に向き合うことができない。ましてや、障がい受容・認知が必要な場合は、当然葛藤が生じ、訓練の拒否、途中断念が十分に考えられる。

これらのことから、福祉による更生支援が約束されている執行猶予判決の場合には、「保護観察付」の執行猶予判決を原則とするか、あるいは「地域社会内訓練事業所」等の福祉の利用を刑事処分の一部とするような法改正が必要と考えられる。

⑤ 更生プログラムのマニュアル化、及び「検証委員会」の必要性

「地域社会内訓練事業」を普及するためには、更生プログラムのマニュアル化が必要とされる。特に、反社会的行動に対しての犯罪防止学習、性教育等の支援要領、支援手引書、ワークシート、検証テスト等の開発が必要とされている。

また「地域社会内訓練事業所」における訓練は権利擁護の観点からも「福祉による刑務所」とならない様、有期限で実施すべきである。

今回の試行ではそれをチェックするオンブズマン的役割として「検証委員会」を設けた。「地域社会内訓練事業」の効果の測定と客観的評価を行い、終了を判定することが主な目的であったが、「地域社会内訓練事業所」からは、「検証委員会」からの客観的・専門的意見がプログラムを実施する上で非常に効果的だったという意見が聞かれた。「被疑者・被告人」の支援にあたっては、改善

更生に向けた専門的知識が求められる。権利擁護の観点のみならず、「地域社会内訓練事業所」への助言・アドバイスを与える機関としても「検証委員会」の様な役割は必要と思われる。

⑥ 被疑者段階（取り調べ）の早い時点で、障がい気づく仕組み（手法）の開発

上記の様な施策を実施するためには、警察・検察という司法手続きの早い時期で障がい気づくことが前提となる。

軽微な犯罪の場合は特に、「初公判、即日結審」となる場合が多く、出来るだけ早い時点で福祉支援の流れに乗せなければならない。

福祉的支援につなげるためには、被疑者段階（取り調べ）の早い段階で、障がい気づく仕組み（手法）の開発と体制整備が、弁護士、警察・検察の両面から必要になってくる。

V | 結論

2年間の取り組みを踏まえ、松村研究グループでは「被疑者・被告人」となった障がい者・高齢者の支援にあたって、以下の施策が必要であると認識するに至った。

- 「判決前（社会）調査制度」の導入
- 少年審判における「試験観察」のような中間的処分の導入・活用
- 触法知的障がい者への積極的支援のために、保護観察付の特別遵守事項と連携した支援が望ましい場合がある
- 「地域生活定着支援センター」の業務拡大
- オンブズマン的役割を果たす機関の必要性
- 「地域社会内訓練事業所」の設置（法務省・厚生労働省協働事業）